

岡 広 第 3 2 1 号
令和 5 年 2 月 1 0 日

日本共産党岡山市議団
団長 竹永 光恵 様

岡山市長 大森 雅夫

「2023(令和5)年度 岡山市予算編成要求書」について (回答)

平素から市政の発展に向けた取組にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和4年11月29日付でいただきました「2023(令和5)年度 岡山市予算編成要求書」について、下記のとおり回答いたします。

記

1 新型コロナ対策を最優先に

(1) 検査の拡充を

- ①PCR 検査は、希望すれば誰でも、いつでも、何度でも、無料で、大規模に受けられるようにすること。

【回答】

無料検査事業は感染状況により岡山県において必要性を判断し実施されております。

岡山市として実施する予定はありません。

【保健管理課】

- ②抗原定性検査キットを市民に無料配布すること。

【回答】

現在、薬局等で購入可能であり、無料配布の予定はありません。

【保健管理課】

(2) 事業者、市民への支援を手厚く

- ① コロナの影響等で前年比3割以上減収等の場合に、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の保険料が減免される「コロナ減免」の適用判断の際に、基準となる前年収入に持続化給付金をはじめとするコロナ支援金等を含めるようにすること。

【回答】

コロナ減免の対象となる条件や収入の考え方は国で定められており、一定のルールの中で減免の可否を判断しています。コロナ減免に該当しなかった場合や相談があった場合は、個別の事情をお聴きし、他の減免制度に該当する場合はそちらを案内しております。

【国保年金課、介護保険課、医療助成課】

- ② 国民健康保険のコロナ対応の傷病手当金については、自営業者も対象に含めること。

【回答】

国の定める基準を超えて、傷病手当金の対象者を拡大した場合、財源は保険者の負担となるため困難です。

【国保年金課】

- ③ 社会福祉協議会の特例貸付の返済について、返済額の減額や免除対象の拡大を市として行うこと。相談支援事業は、特例貸付返済に特化するのではなく、世帯の家計全般に対して丁寧な支援を行うこと。

【回答】

社会福祉協議会の特例貸付は国の制度であり、国の動向を注視してまいります。

また、相談支援事業について、本市では家計改善支援事業として様々な債務問題など家計に課題を抱える生活困窮者を対象に、自らが家計管理できるよう支援を行っており、令和4年度には支援員の増員等により支援体制の強化・拡充を図ったところです。

【福祉援護課、生活保護・自立支援課】

④事業者等の固定費（家賃、水光熱費）への支援を継続的に行うこと。

【回答】

コロナ禍における事業者支援については、新型コロナウイルス感染症の発生状況、市内の経済状況や国・県の支援策などを踏まえて、商工団体などからのご意見を伺いながら、市としてどういった支援が必要か検討してまいりたいと考えております。

【産業振興・雇用推進課】

⑤コロナ陽性者が死亡した場合には市が専用の納体袋を支給することを、医療機関や高齢者施設等に周知徹底すること。

【回答】

国のガイドラインが変更され、一般的な感染防止対策を講じていれば、納体袋は必要ないこととなっています。

【保健管理課】

(3) 医療機関、福祉施設等への支援と体制拡充を

①施設従事者の定期検査用の抗原定性検査キットは、早急に備蓄確保し、流行期に不足することのないようにすること。また、通所の介護や看護サービス事業所にもキットを配布すること。

【回答】

令和4年11月以降、入所・通所・訪問サービス約2,800事業所に抗原キット120万個を配布しております。

【保健管理課】

②施設内においてクラスターが発生した際の従事者や利用者の検査を、市として行うこと。そのための検査キットを確保すること。

【回答】

高齢者施設等で感染者が発生した場合は、必要に応じて、保健所が行政検査を行っております。

【保健管理課】

③流行期にも希望者全員が発熱外来を受診できるよう、発熱外来の増設を医療機関や関係団体等に働きかけること。

【回答】

医療提供体制は岡山県において整備されますが、岡山市としても引き続き、医療機関に協力を求めるなど対応しております。

【保健管理課】

- ④コロナ病床の増床を国・県に強く働きかけること。また、医療機関の入院患者や高齢者施設等の入所者がコロナ感染した場合は、コロナ病床への移送を原則とするようにすること。

【回答】

医療提供体制は岡山県において整備されますが、岡山市としても引き続き、医療機関に協力を求めるなど対応しております。

高齢者施設等の入所者に限らず、入院が必要な方は入院調整し、その時の病床使用状況等に応じ、岡山県において判断されています。

【保健管理課】

- ⑤医療従事者等への慰労金を支給すること。

【回答】

国において、コロナ医療など一定の役割を担う医療機関に従事する看護職等の処遇改善の取組みがなされており、令和4年10月にも3%程度の賃上げにつながる診療報酬上の加算が新設されたところです。

【医療政策推進課】

岡山市として実施する予定はありません。

【保健管理課】

- ⑥医療機関、高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設等において、事業継続を支援する観点から、コロナ感染で従事者の確保が困難になった場合に、同業種間相互で人的支援ができる仕組みを構築すること。

【回答】

令和2年11月27日に、岡山県と関係団体（介護保険関連団体協議会、老人保健施設協会、老人福祉施設協議会、障害福祉施設等協議会）との間で覚書を締結し、各団体の枠組みを超えた相互応援の仕組み、介護職員応援派遣制度が構築されています。

【高齢者福祉課、障害福祉課、介護保険課、事業者指導課】

令和4年6月に国の新型コロナウイルス感染症対策本部にて「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」が決定され、この中で都道府県と医療機関との間での病床・外来医療確保のための協定の締結や、広域での医療人材派遣等の調整権限創設等が盛り込まれています。

【医療政策推進課】

保育所等については、原則として開所することとしておりますが、保育士等が一時的に不足する場合は、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員、設備基準を柔軟に取り扱うなどにより可能な限り保育が提供されるように対応を行っているところです。

【保育・幼児教育課】

(4) 子ども達への対応は丁寧に

- ①不登校のうち、新型コロナの感染や感染不安を理由とする児童生徒について、長期欠席の人数を把握すること。また、一人一人についてその後の経過を実態把握すること。

【回答】

新型コロナウイルスによる感染や感染不安を理由とする、長期欠席の児童生徒の人数は、各学校から報告を受けており、把握しております。

各学校では、保護者と連携して個別の支援計画を作成し、学校全体で支援方法を検討し、個に応じた支援を行っています。

【指導課】

- ②学校園でクラスターが発生した際には、受診や外出自粛を促して感染拡大を抑止する観点から、同学年や部活動等関わりのある児童生徒には、発生連絡をすること。

【回答】

学級閉鎖等の状況については、児童生徒の活動状況を踏まえて、保健所とも相談のうえ、情報提供の範囲を決めてお知らせしています。今後も、個人の特定や差別・偏見につながらないように、慎重に対応してまいります。

【指導課、保健体育課】

- ③教室のエアコンについて、年間を通じて換気と学習環境維持を両立できるよう、適切に稼働させること。適切稼働のための燃料費の予算を確保すること。

【回答】

空調用燃料費については、適切稼働可能な予算の確保を図りたいと考えています。

【教育企画総務課】

- ④就学前施設や学校における発達保障や学習保障のために、市として口元が見えるマスクを確保し、必要に応じて配布すること。

【回答】

市立の園では、感染防止対策の徹底と児童の発達段階や特性に応じた成長を支援する観点から必要に応じ保育現場の声を参考に活用を考えてまいりたいと思っております。

私立園では、今年度感染防止対策に対する支援として施設規模に応じて30万円から50万円の補助を行っているところであり、必要に応じて購入していただくべきものと考えているところです。

【保育・幼児教育課、幼保運営課】

文科省の「学校衛生管理マニュアル」では、感染症対策として不織布マスクが最も高い効果を持ち、推奨されています。そのため、市として口元が見えるマスクを確保し、必要に応じて配布することは考えておりません。

【保健体育課】

(5) 情報提供や相談対応は分かりやすく

- ①累次の対応変更もあって、自分や近い人が陽性になったときにどうすればいいか分からない、市のホームページ等を見てもわかりにくい、との声がある。市民への分かりやすい周知を徹底すること。

【回答】

分かりやすい広報に努めてまいります。

【保健管理課】

- ②市販されている抗原定性検査キットについて、「体外診断用医薬品(医療用)」と「研究用」の2種類があり、公的な判定には「医療用」を用いなければならないことを、市民に分かりやすく周知徹底すること。

【回答】

現在もホームページでお知らせしているところであり、引き続き、分かりやすい広報に努めてまいります。

【保健管理課】

- ③接種できるワクチンの種類が増え、それぞれ異なっている対象者の条件等について、市ホームページや予約申し込みサイトでは分かりにくい表示になっている。早急に改善すること。

【回答】

分かりやすい広報に努めてまいります。

【保健管理課】

- ④ワクチン接種後の長期副反応(後遺症)に関して、こういった事例があるのか、どこに相談すればよいかなどをわかりやすく広報すること。

【回答】

分かりやすい広報に努めてまいります。

【保健管理課】

- ⑤新型コロナウイルス感染症の後遺障害に関して、市として実態把握するために、集中的な電話相談を行うこと。また、市内の医療機関等とも連携して情報収集すること。市として相談窓口を設けることを視野に検討すること。

【回答】

罹患後症状については、代表的な症状や受診先などホームページに掲載しており、また受診相談センターでも対応しております。

また医師会を通じ、先ずはかかりつけ医等で対応いただくよう、お願いしているところです。

【保健管理課】

- (6) 保健福祉局とりわけ保健所については、平素から感染症対策の基盤を整備し、緊急時に対応できるよう、これまでの他局からの支援や中途採用などの状況なども踏まえて人員増を図ること。感染症対応の専門家を長期的な視野で育成すること。

【回答】

感染状況に応じ、保健所体制を強化するとともに、業務の見直し、職員の研修、外部委託など、引き続き対応してまいります。 **【保健管理課】**

2 暮らし優先のお金の使い方への転換をめざして

(1) 市として事業をあらためて精査し、中止、凍結、延期、事業規模縮小などの見直しを行って、暮らしを支える財源を作り出すこと。

①路面電車の駅前広場乗入及び広場改修は中止すること。

【回答】

路面電車の乗り入れについては、乗換時間の短縮や電停のわかりやすさなど多くの効果があり、高齢者や障害者、岡山を初めて訪れる人を含むあらゆる方々の利便性を向上させるため必要不可欠で、岡山市にとって重要な事業の一つであることから、早期に実施すべきと考えております。

【交通政策課】

②吉備線LRT化の協議から撤退すること。

【回答】

JR桃太郎線は、岡山市と総社市を結ぶ重要な公共交通軸であり、そのLRT化は、運行本数の増加、新駅の設置、バリアフリー化などにより利便性の向上を図るだけでなく、路線バスや生活交通などと組み合わせた交通ネットワークの構築、観光資源などへのアクセス性向上による観光振興、駅周辺への都市機能の誘導による地域活性化などを進めていく上でも大きな役割を担うものであり、実施すべき事業と考えております。

【交通政策課】

③本庁舎整備は必要最小限なものとする。

【回答】

防災拠点機能を強化するとともに、効率的な市民サービスの提供に資する執務・待合スペースを確保しつつ、設計において、面積縮減や仕様見直しにより経費の節減に努めております。

【新庁舎整備課】

④ 苫田ダム受水費について見直すこと。

【回答】

広域水道企業団からの受水は、三野浄水場や旭東浄水場と同様に本市にとって主要な浄水場の一つと考えております。

今後も「安定給水のために必要な水量を受水する」という考えであります。

【配水課】

⑤ アリーナ整備は行わないこと。

【回答】

経済界とともに検討を進めている新アリーナ整備については、令和4年度実施のアリーナ基礎調査の結果から、新アリーナの必要性等については認識しているものの、整備に係る資金調達が大きな課題であり、経済界から示された寄附金等の見込みや、新アリーナ運営コストの試算、管理運営体制に関する提言を踏まえた上で、今後、経済界やトップチーム、関係機関等と真剣に議論を重ねながら、新アリーナ整備の方向性を検討していきたいと考えています。

【スポーツ振興課】

⑥ 瀬戸内斎場の共同整備からは撤退すること。

【回答】

岡山市の斎場整備に係る炉数と配置については、将来の火葬需要とともに、災害時のリスク分散の観点も踏まえた検討結果であり、東山斎場、岡山北斎場に加えて、現在の西大寺斎場の代替施設となる斎場を整備することが望ましいと考えています。

【生活安全課】

3 物価・エネルギー価格等の高騰から市民生活を守るために

(1) 水道料金について

①引き上げを行わないこと。

【回答】

人口減少などにより料金収入が減少傾向にあっても、市民の皆様に安全な水を安定的に送り続けるためには、水道施設の更新・耐震化・風水害等への対策は先送りできず、そのための投資は必要であると考えています。

企業債の借入増も可能ですが、将来世代に過度に負担を先送りしないようバランスを取らなくてはなりません。

このため、財政健全化を図り、安定的に事業を継続していくために、水道料金の見直しを検討しなければならない時期に来ていると判断し、現在、水道事業審議会で、ご議論をいただいているところです。**【水道局経営管理課】**

②エネルギー価格高騰分を他の事業と同様に、一般会計からの繰入を行うこと。

【回答】

次の3(1)③に同じく、水道料金で賄うほかありません。施設に係る動力費(電気代)の高騰は、水道事業への影響が大きく、国の支援を要望していきます。**【水道局経営管理課】**

③水道会計を支えるために、一般会計から繰り入れを行うこと。

【回答】

国の繰出基準に基づくものは、繰入をしていますが、水道事業は、給水サービスを提供する費用を、水道料金収入で賄う独立採算制で運営することを原則としています。**【水道局経営管理課】**

- ④上下水道を合わせた料金は政令市比較でも高い状況にある。低所得者減免の導入を検討すること。

【回答】

水道料金については、政令市の水道事業体の中で中位に位置しており、特に高額とはなっていません。

福祉政策的措置となる低所得者減免については、受益者負担が原則である水道事業にはなじまず、使用者間の負担の公平性の観点からも難しいものと考えます。

【水道局営業課】

下水道の未普及解消に向け事業推進している中、下水道を使用することができない方々は対象とならないこと、他の公共料金との比較及び使用料負担の公平性の観点から、下水道使用料の恒常的な減免制度を設けることは考えていません。

【下水道営業課】

- (2) 経済的に厳しい状況に置かれている市民への対策を強化すること。

- ①市独自の給付金など、支援策を講じること。

【回答】

住居確保給付金について、国の基準額を緩和して、より広い対象者に支給を行っています。また令和3年度から短期集中型の就労支援事業を実施しており、本事業の支援を受けて就労が決定された方に対して就職準備金を市独自で支給しています。

【生活保護・自立支援課】

- ②物価高騰による困窮に対応した税の減免制度を創設すること。

【回答】

住民税非課税世帯に対しては、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給が実施されているところです。生活困窮による納付のご相談があった場合には適切に対応してまいります。

【税制課】

③ひとり親世帯や生活困窮世帯への経済支援を拡充すること。

【回答】

ひとり親世帯への経済的支援としては、児童扶養手当を実施しているところ
です。令和4年度は子育て世帯生活支援特別給付金に、市独自の支援金
を加え給付するとともに、コロナの影響による家計急変にも対応したところ
です。今後とも、ひとり親家庭の状況や国の動向を注視し支援に取り組んでま
いります。

【こども福祉課】

生活困窮世帯への経済支援については、自立相談支援機関等の窓口等に支
援員を増員して対応をしており、引き続き学習・生活支援事業をはじめ、就
労支援、家計改善支援等、より手厚い支援ができるよう努めてまいります。

【生活保護・自立支援課】

④自立支援の必要な若者への支援を進めること。対象者をアウトリーチで見
つけ出し、つながっていく仕組みづくりを進めること。

【回答】

寄り添いサポートセンターでは、相談支援員を増員して、支援が必要な人
に対して、アウトリーチ支援等に取り組んでいるところです。

【生活保護・自立支援課】

⑤学生を含む様々な階層・属性の市民に対してウェブを含む様々な手法を活
用してアンケートを行い、状況を把握すること。

【回答】

子育て中の困窮世帯については、おかやま親子応援メールで困り事や必要
な支援についてアンケートにより把握するよう努めているところです。

【こども福祉課】

学校では、年間1回実施する i-check、年間3回実施する ASSESS、毎月実
施する生活アンケートなどを通して、児童生徒の悩みや不安に寄り添うよう
に努めております。

【指導課、保健体育課】

⑥市内在住の学生等については、家賃、通学費用、食料の支援などを行うこと。

【回答】

学生への支援は、国が日本学生支援機構や各大学等を通じて実施しているところです。市として学生に特化した支援制度は考えておりませんが、コロナ禍で困難を抱える人への支援活動を行う団体に対し、助成金を交付するなど、学生を含め支援を行ってきております。

【市民協働企画総務課、こども福祉課】

⑦市として、社協の制度を含め、借りやすくする、緊急時に対応できるようにするなど、貸付制度を充実させること。

(収入が生活保護基準を上回り、通常であれば何とか生活を営めても、病気など突発事態が発生すれば一気に生活基盤が崩される低所得層からの相談が増えている。これらの世帯には、一時的な貸付等が生活の立て直しに有効な施策だが、社協の貸付は、コロナ以前の実績が皆無に近く、セーフティネットとして機能しているとは言い難い状況にある。)

【回答】

本市の貸付制度について、市ホームページやパンフレット等へ掲載し啓発しているところですが、社協の貸付制度も含め、必要な方に制度をご利用いただけるよう、引き続き制度の周知に努めてまいります。 **【福祉援護課】**

(3) 中小企業・個人事業主等に対して多面的・継続的に支援を強化すること。

①支援金等については、継続的なものに拡充すること。

【回答】

本市では、コロナ禍における事業者支援として、令和2年5月に緊急的に実施した「事業継続支援金」を皮切りに、令和3年度の「コロナ対応事業者応援金」や、令和4年度の「岡山市エネルギー価格高騰緊急対策支援金」、「岡山市省エネ機器導入補助金」等を実施し、中小・小規模事業者に対して必要な支援を行っております。

今後も、地域経済の状況や商工団体等の声を踏まえ、必要な対策を検討してまいります。 **【産業振興・雇用推進課】**

- ②支援策の実施に当たっては、減収要件を厳しくしないようにするなど対象を広くとらえ、手続きもできる限り簡便なものとする。

【回答】

本市が今年度実施した「岡山市エネルギー価格高騰緊急対策支援金」や「岡山市省エネ機器導入補助金」では、申請要件から減収要件を除外するとともに、申請手続きにあたってはオンライン申請を活用する等、可能な限り簡便な方法を用いております。

【産業振興・雇用推進課】

- ③事業者に対して、家賃などの固定費や消毒・衛生資材の費用などを補助すること。

【回答】

コロナ禍における事業者支援については、長引くコロナ禍やエネルギー価格高騰の厳しい影響を受ける事業者の状況や、国・県の支援策、商工団体等の意見も踏まえ、必要な対策を検討してまいります。

【産業振興・雇用推進課】

- ④事業者の借入金の返済への支援を拡充すること。

【回答】

本市では、中小企業向け融資制度について、利率の変更や融資期間の延長、要件緩和等、適時見直しを図り、支援拡充を行っております。今後も市内事業者の経営状態を注視しつつ、必要な支援を行ってまいります。

【産業振興・雇用推進課】

- (4) インボイス導入は、実質的に新たな増税となり、中小事業者の廃業・倒産を引き起こし、フリーランスの事業の発展を阻害するもので、中小企業振興を重視する市にとっても問題であることから、市として導入中止を国に求めること。

【回答】

インボイス制度につきましては、国において経済活動の動向や社会情勢を踏まえ、主に中小事業者を対象としたさまざまな負担軽減措置や補助金の拡充が図られており、適切に対応されていると認識しております。

【税制課】

(5) 農林漁業者に対する支援を強化すること。

①米価の低迷が続いていることから、国に市場余剰米の買い取り・隔離などによる米価下支えをするよう意見すること。

【回答】

国の動向を注視してまいります。

【農林水産課】

②市として、米農家に米価下落を補填する支援金を支給すること。

【回答】

米販売農家次期作継続応援金給付事業を行ったところです。

【農林水産課】

③畜産、酪農や漁業等についても、実情を丁寧に把握し、必要な支援を行うこと。

【回答】

関係団体からの意見等を踏まえ、どのような支援が必要か検討してまいりたいと考えております。

【農林水産課】

④エネルギーや肥料の費用高騰への支援事業について、補助対象期間を延長するなど、引き続き高騰に継続的に支援すること。

【回答】

令和4年9月補正予算により、市内農林漁業者に対し、エネルギー、肥料価格高騰分に対する補助を行ったところであり、その効果について検証してまいりたいと考えております。

【農林水産課】

4 災害から市民生活を守るために

「まず自助・共助で、それで足りないところを公助で補う」発想はやめ、「公が第一に責任を持つべき」の立場に立って、市の計画を制・改定すること。「自助・共助」は、発災時に自分たちの命を守るための意識や構えの問題である。

(1) 要配慮者が避難できるよう市として責任を持ち、直ちに対策を行うこと。

① 避難行動要支援者の個別支援計画は、全対象者分の見通しを立てること。

【回答】

個別避難計画については、災害リスクの高い地域にお住いの要支援者を優先して作成してまいります。

【危機管理室】

② 福祉事業者への委託は、地域での作成が困難なところから進めること。

【回答】

介護、障害福祉サービスなどを利用している要支援者について、福祉事業者に計画の作成を委託することとしております。

【危機管理室】

③ 昼と夜では要配慮者本人も周囲の状況も異なる。昼夜それぞれに適する計画を策定できるようにすること。

【回答】

昼夜それぞれに適する計画の作成については、今後、研究してまいりたいと考えております。

【危機管理室】

④ 福祉避難所について

a) 最初からでも避難できるよう変更されたことなど運用について、関係者に周知すること。危機管理室で状況把握すること。

【回答】

福祉避難所の運用変更については、担当課が周知を行っており、危機管理室としては、個別避難計画の説明会などで、ご案内しているところです。

【危機管理室】

施設側が受け入れ可能であれば、要配慮者の方々が福祉避難所へ直接避難することもできるよう改めたことなどの運用について、市ホームページ等を通じて周知しているところです。

【保健福祉企画総務課】

- b) 該当施設の福祉避難所としての感染対策、資材の支援を市として行うこと。

【回答】

福祉施設や民間企業などへの支援や補助については、どういった方法があるか研究してまいりたいと考えております。 **【危機管理室】**

福祉避難所の設置にあたり、感染対策に必要なマスクや消毒用アルコール等の資材が不足する場合には、最寄りの備蓄倉庫等から搬入することとしています。 **【保健福祉企画総務課】**

(2) 自主防災組織に市として責任を

- ①自主防災組織は、小規模な町内会を連合町内会任せにせず、市として確立まで責任を持つこと。

【回答】

高齢者が多い町内会や世帯数が少ない町内会等、単独で自主防災組織の結成が困難な町内会については、活動へのフォローを連合町内会にご協力いただきたいと考えております。 **【危機管理室】**

- ②マンション単位での自主防災組織が必要との視点に立って、市として方針確立すること。

【回答】

自主防災組織は、マンションを含め全町内会で結成されることが望ましいと考えますが、まずは災害リスクの高い地域の町内会に重点をおいて、結成を働きかけているところです。 **【危機管理室】**

- ③自主防災組織への活動運営費補助金を食料備蓄にも使えるようにすること。

【回答】

食料備蓄についても、活動運営費助成金で助成の対象としています。

【危機管理室】

(3) 避難所について

- ①避難所や避難場所の数を、教室やホテル等、私立学校なども視野に入れて増やすこと。新規の避難所等については、直ちに公表・周知すること。

【回答】

現在、地域防災計画の抜本改訂を行っているところで、その内容に基づいて適切に対応してまいりたいと考えております。

新規の避難所等がある場合には、速やかに公表・周知してまいります。

【危機管理室】

- ②車中避難への対応を強化すること。それぞれの避難所について、開設と同時に車中避難できるかどうかをわかりやすく周知できるようにすること。

【回答】

車中泊避難は、運動場に浸水想定がない市立小・中学校・義務教育学校で可能としているところです。

開設時に車中泊避難ができるかどうかについては、わかりやすく周知できるよう努めてまいります。

【危機管理室】

(4) ハザードマップの改善・充実を

- ①所管、種類、想定降雨量などが異なるものが併存しており、市民にとって分かりにくい。また、市ホームページでの検索もわかりにくい。市民の立場に立って、発行や情報提供に関する所管部局を統一すること。

【回答】

令和3年度のハザードマップの見直しにあたり、関係部局とも調整し図郭（地図の範囲）、サイズなど、できるだけ表現方法を統一しているところです。

また、市民の皆様にわかりやすく情報提供ができるよう取り組んでまいります。

【危機管理室】

浸水（内水）ハザードマップについては、近隣の状況をわかりやすくするため、小学校区版を作成し、令和3年4月より公表しています。作成に際しては、関係部局とも調整し図郭、サイズなど、他のハザードマップと表現方法を統一することで、市民の皆様にわかりやすいものをご提供できるよう工夫しています。

【下水道河川計画課】

②改訂版も全戸配布すること。その際には、全部をワンセットにして、全部同じ書式で配布すること。

【回答】

洪水・土砂、高潮、津波ハザードマップの全戸配布については、令和5年度から事業化を図りたいと考えております。 **【危機管理室】**

③浸水区域を想定するにあたっては、内水は市内全域でシミュレーションして出すこと。洪水は最大想定雨量を用いること。

【回答】

洪水ハザードマップは、比較的発生頻度の高いと考えられる、100年に1回程度の「計画規模降雨」が現実的であると考え、これを踏まえ作成しております。

なお、河川管理者は、1,000年に1回程度の「想定最大規模降雨」も公表しておりますので、参考として紙面に掲載しております。

【危機管理室】

現在、公表中の浸水（内水）ハザードマップは、各地で最も被害の大きかった降雨を対象として、浸水被害を再現しています。 **【下水道河川計画課】**

(5) 集中備蓄倉庫について、地域特性を考慮し、各区に複数箇所設けること。

【回答】

集中備蓄倉庫について、北区には既に複数箇所整備しているところで、現在、南区に1カ所整備中です。その他の区については、今後、事業化を図りたいと考えております。 **【危機管理室】**

(6) 2018年西日本豪雨災害に関して、行政の対応や、職員の対応や地域の各種団体・個人の動きも含め、総括をまとめて示すこと。

【回答】

平成30年7月豪雨災害の総括については、今後どのような形でお示しするか、研究してまいりたいと考えております。 **【危機管理室】**

5 福祉施策・制度の前進を

(1) 子ども医療費について、岡山市の現状は、岡山県内で最低、全国でも95%の自治体が中学卒業以上まで助成しているもとで極めて遅れている。

①18歳まで無料化すること。

【回答】

一部助成を行っている小学生の通院医療費の自己負担額を全額助成

(1割負担→無料)

新たに中学生の通院医療費の自己負担額を一部助成(3割負担→1割負担)

新たに高校生の通院医療費の自己負担額を一部助成(3割負担→1割負担)

新たに高校生の入院医療費の自己負担額を全額助成(3割負担→無料)

上記のとおり、拡充を図りたいと考えています。

【医療助成課】

②県に助成を強く求めること。

【回答】

県に対しては、今後、機会をとらえて、協議していきたいと考えています。

【医療助成課】

③障害児について早急に無料化すること。

【回答】

一部助成を行っている小学生の通院医療費の自己負担額を全額助成

(1割負担→無料)

新たに中学生の通院医療費の自己負担額を一部助成(3割負担→1割負担)

新たに高校生の通院医療費の自己負担額を一部助成(3割負担→1割負担)

新たに高校生の入院医療費の自己負担額を全額助成(3割負担→無料)

上記のとおり、拡充を図りたいと考えています。

【医療助成課】

(2) 国民健康保険は、安心して医療を受けられる制度にすること。

①一般会計からの政策的繰入を行うなどして、払える保険料に引き下げること。

【回答】

岡山市では、保険者の医療費適正化などの努力に対して交付される交付金を確保するため、その評価項目の実績の向上に努めているところであり、赤字補填目的の法定外繰入は考えておりません。保険制度である国保財政は、原則、保険料と公費で賄われるものであり、国において、所得の低い世帯に対する軽減制度を拡大するなど、制度上、被保険者の負担も軽減されていることから、一定の負担をお願いすることが必要であると考えています。

【国保年金課】

②経済的に困難な市民を支える政策判断のもとに、一般会計から必要分を補填して、以下の負担軽減策を、市として実施すること。

a) 所得制限なしで18歳までの均等割の負担をゼロにすること。

【回答】

国民健康保険料の減額賦課については、政令で定める基準に従うこととされており、市独自に均等割を軽減する対象者を拡大したり、軽減額を拡充したりすることはできません。

これらの拡大、拡充については、国の財政負担により対応できるよう、政令指定都市連名で要望しているところです。

【国保年金課】

b) 傷病手当金を制度化すること。その際は、自営業者やフリーランスも対象に含めること。

【回答】

傷病手当金は、保険者に保険財政上余裕がある場合などに、自主的に条例等を制定して行うことができる任意給付とされております。

この度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国が緊急的・特例的な措置として財政支援を行うこととしたため行っているものです。

本市保険財政は大変厳しい状況であり、新型コロナウイルス感染症以外での支給や、国の基準を超えて自営業者やフリーランス等へ拡大して支給することは困難です。

【国保年金課】

- c) 市独自の減免制度を拡充すること。就学援助相当の収入であれば、就学前児や高校生のいる世帯も対象に含めること。

【回答】

就学援助や高校の授業料減免を受けていることによる保険料の減免は、各扶助・支援制度に現に該当する状況にあることを理由に行うものであり、減免制度の拡充は考えておりません。

なお、子どもに係る保険料については、均等割の軽減について、国の財政負担により対象となる年齢や軽減割合を拡大するよう、政令市連名で要望しております。

【国保年金課】

- d) 多子減免制度を創設すること。

【回答】

国保保険料の法定軽減制度は、世帯の被保険者数が増えると軽減対象となる基準所得額が上がり、軽減に該当しやすくなります。国は、平成26年度から7年連続で軽減の基準所得額の引上げを行っており、軽減対象世帯は増加しています。市では、今後とも現行の減免制度を適切に運用したいと考えています。

なお、子どもに係る均等割保険料については、子育て世帯の負担軽減を図るため、岡山市を含む政令指定都市連名で国に軽減措置等の制度の創設を要望していたところ、令和4年度から未就学児に係る均等割保険料の5割を軽減する制度が導入されることとなりましたが、引き続き軽減対象となる年齢及び軽減割合を拡大するよう要望しているところです。

【国保年金課】

- e) 市の「4割減免」の収入基準を引き上げること。対象となる可能性のある市民には積極的に周知すること。

【回答】

国民健康保険料の法定軽減範囲が令和2年度まで7年連続で拡大されており、軽減対象世帯の割合は年々増加しております。そのため、4割減免の基準は拡充させることなく、現行の減免制度を適切に運用してまいりたいと考えております。

4割減免の制度については、保険料納入通知書に同封するリーフレットや窓口で配布するパンフレット、ホームページ等に載せて周知しております。

【国保年金課】

③引き続き資格証の発行をしないこと。

【回答】

資格証明書の交付については、今後のコロナの感染状況を見て判断してまいります。
【国保年金課】

④保険料の賦課限度額を大幅に引き上げて負担の累進性強化により必要財源を確保するよう国に求めること。

【回答】

保険料負担に係る公平の確保の観点から、国は保険料の賦課限度額を段階的に引き上げる方針ですが、中間所得者層の保険料の負担感が重くなっていることから、国に対して政令指定都市連名で、賦課限度額の根本的なあり方について検討するよう要望しているところです。
【国保年金課】

(3) 加齢に伴う補聴器の購入費用を助成すること。高齢者の補聴器使用は、認知症予防に効果があると共に、認知機能の改善に役立つとの研究もあり、介護・医療費用の縮減という政策面からも使用促進をはかるべき。

【回答】

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度については、現時点で、岡山市単独で実施することは考えておりません。

国において、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究が進められており、その結果を踏まえ、全国一律の公的補助制度が創設されるよう、政令市の会議を通じて国へ要望しています。
【高齢者福祉課】

(4) 市として、介護保険の負担軽減を図るため以下を実現すること。

①保険料について、国保並みの市独自の減免制度を創設・拡充すること。今ある減免制度については、HP等で公開すること。

【回答】

保険料の減免については、世帯収入、資産の状況等を条件として第1段階相当まで軽減する、市独自の減免制度を設けています。また、減免制度については、概要が記載されたリーフレットを年1回全被保険者に発送する納入通知書に同封するほか、ホームページ等で周知しております。

【介護保険課】

②保険料については、賦課限度額を大幅に引き上げて負担の累進性を強化するよう国に求めること。

【回答】

岡山市では、保険料の段階数を国標準の9段階から14段階に増やすことで、中間所得階層の細分化及び高所得階層の増設を図っており、市独自の弾力的な対応を行っております。

なお、保険料の高騰を抑制するため、財政支援を拡充するよう、政令指定都市連名で国へ要望しております。

【介護保険課】

③負担限度額認定が適用されない住民税課税層への特例減額措置を拡充すること。

【回答】

国が定めた補足給付の範囲を超えて軽減措置を行うことは、利用者負担の公平性の観点から適当ではないと考えております。

引き続き、被保険者及び対象施設に対し、この制度の趣旨・内容を周知するよう努めてまいります。

【介護保険課】

④介護人材の確保と処遇改善のために、保育士のように市として賃上げ支援を行うこと。

【回答】

介護人材の確保については、引き続き、第8期介護保険事業計画に盛り込まれている介護人材の確保・育成・離職防止などの各種事業に取り組んでまいります。

処遇改善については、国において、令和4年10月に臨時の報酬改定が行われており、今後、必要な人材が確保されるかといった観点から国が検討するとしており、引き続き動向を注視してまいります。

【事業者指導課】

⑤ペナルティ回避のため、保険料納付の時効を無くすよう国に制度改善を求めること。

【回答】

時効により徴収権が消滅することは、介護保険法第200条で規定されており、法令に基づき対応すべきものであると考えます。

【介護保険課】

⑥2021年8月の介護保険負担限度額認定制度の基準改定により負担が増えた利用者の実態調査を行うこと。

【回答】

実態調査は考えておりません。なお、市民の方などからご相談があった場合には、個別の事情に応じて、負担軽減等の各制度をご案内しております。

【介護保険課】

⑦社会福祉法人減免を行っている法人に対し、持ち出し分を市として支援すること。国に制度改善を求めること。

【回答】

本制度は、社会福祉法人の社会的役割の一環として国が制度化したものと認識しております。

また、低所得者の利用料のさらなる軽減については、政令指定都市連名で国へ要望しております。

【介護保険課】

⑧第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で、年金で入れる特養やグループホーム、リハビリ対応デイの整備を進めること。

【回答】

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、令和5年度中に、第8期計画での取組状況、各種調査の結果等を踏まえ整備方針を検討していきます。

【事業者指導課、高齢者福祉課】

⑨国が 2023 年にも法改定を目指すとしている介護保険制度見直しに対して、利用控えや重度化を招く改定は行わないよう、市として意見を言うこと。

(2022 年 10 月 31 日に厚労省が社保審に示した制度見直しの論点は、①利用料 2～3 割負担の対象拡大、②要介護 1・2 の保険給付外し、③ケアプランの有料化、④老健施設などの多床室の有料化、⑤保険料の納付年齢の引き下げと利用年齢の引き上げ、⑥補足給付の資産要件に不動産を追加、⑦「高所得者」の保険料引き上げ)

【回答】

社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度改革に向けた意見がとりまとめられたところですが、「給付と負担の見直し」に関する国の動向については、今後も引き続き注視してまいります。

また、介護保険制度を将来にわたって安定的な制度とするため、引き続き十分かつ柔軟な財政措置を講ずることを、国に対し要望してまいりたいと思います。

【介護保険課】

(5) 生活保護について、受給者の人権を大切にし、寄り添った対応を心がけるとともに、市民に制度の正しい理解を広げるよう努めること。

①特に持病のある方や単身世帯、高齢者のみの世帯などに対して、訪問して会う回数を増やし、孤独死を防止すること。

【回答】

ケースワーカーの訪問回数は個々の世帯の状況等により判断しており、引き続き関係機関及び地域の民生委員等と連携を密にしながら、孤独死防止に取り組んでまいります。

【生活保護・自立支援課】

②扶養照会は、原則不要とすること。

【回答】

扶養照会については、国の基準に基づき要保護者からの聞き取り等による扶養の可能性調査を行った上で判断しており、引き続き適切な対応に努めてまいります。

【生活保護・自立支援課】

③受給者の人権と命、健康を守る立場に立ち、以下を実施すること。

a) 生活保護世帯にエアコンを設置すること。

【回答】

生活保護制度では、エアコンを保護開始時や転居の場合など一定の要件を満たす場合に支給しております。 **【生活保護・自立支援課】**

b) エアコンなど主要家電が壊れた時の買い替え費用を支給または補助すること。

【回答】

生活保護制度では、エアコン等を買うため、日常生活に著しい支障を来す恐れがあるなど一定の要件を満たす場合に貸付制度の利用を認め、必要に応じて丁寧に案内をしています。

【生活保護・自立支援課】

c) 灯油代や電気代など冷暖房費用を補助すること。

【回答】

冷暖房費の補助については、現時点では考えておりません。

【生活保護・自立支援課】

d) 生活保護申請の壁を低くするために「生活保護は権利です」の啓発ポスターをつくること。これまでの検討状況を示すこと。

【回答】

生活保護制度を必要とする人が利用につながるよう、市ホームページに啓発ポスターと同じ趣旨を記載しており、周知に努めているところです。

【生活保護・自立支援課】

④生活保護のケースワーカーについて

a) 担当ケース数が1人80人以下になるよう、速やかに拡充すること。

【回答】

引き続き担当部局と人員の充足に向けての協議を続けてまいります。

【生活保護・自立支援課】

- b) 異動サイクルを見直すなどして、制度を熟知し、高い人権意識をもち、専門能力を生かした対応が出来る職員を福祉事務所単位で育成すること。

【回答】

ケースワーカーの異動・配属については、福祉事務所の専門性が継続できるように担当部局と協議してまいります。 **【生活保護・自立支援課】**

(6) 障害児・者の支援拡充を

- ①心身障害者医療費助成について入院1年の限度を撤廃すること。

【回答】

国は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という方針を示しており、岡山市でも退院支援に力を入れているところであり、引き続き現行の制度を続けてまいります。 **【医療助成課】**

- ②県に、精神医療費助成制度を統一して拡充するよう求めること。

【回答】

県への働きかけにつきましては、県内が統一された制度となるよう、岡山県市長会を通じ提言しているところです。 **【医療助成課】**

- ③相談支援事業所と計画相談支援員を増やすこと。

【回答】

現在、岡山市障害者基幹相談支援センターの設置により、困難ケースを相談できるようになったことで、相談支援専門員の負担軽減につながっており、事業所への訪問や研修機会により、人材育成や新規事業所の掘り起こしなど事業所増加につながる取り組みを行っています。 **【障害福祉課】**

- ④放課後等デイサービスについて、市内で増加しているが、サービスの質に疑問を持たれる相談が寄せられている。また、スタッフの資格や人数など、基準が不十分な現状もある。

- a) 市として、まず現状を把握すること。

【回答】

実地指導等の機会を捉えて人員基準を満たしているか確認してまいります。 **【事業者指導課】**

b) 施設や従事者の発達支援に関する専門性を高めるよう取り組むこと。

【回答】

国や県及び発達障害者支援センターが実施する、発達障害児者とかかわる支援者のための講座や研修の案内を引き続き事業所に情報提供してまいります。

【事業者指導課】

⑤18歳以上の強度行動障害等に関する相談が増加している。市として実態を把握し、支援策を検討すること。

【回答】

強度行動障害への対応は関係機関との連携が不可欠であり、連携の中で個別の状況を踏まえて対応を検討しているところです。支援の在り方については引き続き検討してまいります。

【発達障害者支援センター】

⑥市有施設のトイレを整備・改修する際には、すべてオストメイト対応にすること。

【回答】

市有施設のトイレを整備・改修するにあたっては、利用者の視点に立ち、きめ細かい配慮がなされたものとなるよう各部署へ働きかけてまいります。

【障害福祉課】

⑦補装具・日常生活用具について

a) 支援対象用具を実情に応じて拡大すること。特にオストメイト関連を増やすこと。

【回答】

オストメイト関連は、装具の装着にあたり必要となる皮膚保護剤等の専用品を対象としております。なお、用具の範囲拡大については、実情や制度等を踏まえ、今後も研究してまいります。

【障害福祉課】

b) 耐用年数について、実情に応じて見直すこと。

【回答】

耐用年数については、現在のところ見直しを考えておりませんが、耐用年数未滿でも、装具の状態等を踏まえ必要性が認められる場合には、再支給等を行っています。

【障害福祉課】

⑧市発達障害者支援センター「ひかりんく」は土日も対応できるようにすること。

【回答】

相談対応につきましては、相談者の事情に配慮しながら事前予約のうで実施しているところです。緊急対応等を想定していないことから、今のところ土日での対応は考えていません。

【発達障害者支援センター】

⑨福祉サービスの応益負担原則をあらためるよう国に意見すること。

【回答】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）では応益負担となっております。

【障害福祉課】

(7) 引きこもり支援の抜本強化を

①今後、該当者やより複雑なケースが増える懸念があることを踏まえ、市ひきこもり地域支援センターの体制を拡充すること。

【回答】

令和4年度から、従来外部委託していた引きこもり対策について職員を配置し、引きこもりの方の居場所となる専用スペースと人員を確保し、一貫した切れ目のない支援を行っているところです。

【保健管理課】

②発達障害やグレーゾーンの方、病識を持っていない方などいることを前提に、職員の専門性を高めること。

【回答】

外部研修の活用など、専門性の向上に努めています。

【保健管理課】

③他市事例等も参考に、全市の実態把握を行うこと。

【回答】

国が実施している実態把握により市としての推計値を把握しています。

【保健管理課】

④自立支援までサポートする方針と計画を持つこと。

【回答】

関係課・関係機関と随時情報共有しながら、個々の状況や希望に応じ、サポートしています。 **【保健管理課】**

⑤アウトリーチで当事者を見つけ出すこと。

【回答】

行政だけでなく、様々な機関と連携し、引きこもり当事者の把握に努めています。 **【保健管理課】**

⑥担当制でマンツーマンに関わり、自立まで長期的、専門的、継続的に支援できる仕組みづくりを進めること。

【回答】

ひきこもり地域支援センターではすでに担当制をとっており、自立または関係機関につなぐまで支援しています。 **【保健管理課】**

⑦支援に際しては、社会経験を段階的に積めるようにすることや、居場所の提供などを行えるようにめざすこと。

【回答】

個々の状況に応じて、段階的にグループ活動やフリースペースとして居場所の提供も行っているところであり、引き続き、対応してまいります。

【保健管理課】

(8) 無料低額診療の拡充と周知を

①院外調剤薬局の薬代を助成すること。

【回答】

無料低額診療での院外処方薬の取り扱いについては、国において協議中ですので、今後示される国の方針を踏まえて対応を考えていきたいと思っております。 **【福祉援護課】**

②必要な方が使える制度にするよう啓発を強化すること。

【回答】

啓発については、福祉事務所や寄り添いサポートセンターでのパンフレット配布や、市ホームページへ掲載を行っており、引き続き、制度の周知に努めてまいります。

【福祉援護課】

(9) 制定から10年を経過したがん対策推進条例について、あらためて意義を見直し、施策を拡充すること。

①市独自の計画を策定すること。

【回答】

「がんの予防」「早期発見」「緩和ケア・在宅医療の推進」「がんとの共生」を中心に、条例及び「健康市民おかやま21」に沿って対策を進めています。

【保健管理課】

②がん検診率が上がってない実態を真摯に受け止め、以下の対策を講じること。

a) 有料化したメニューを無料に戻すことや、負担軽減をはかること。乳がん・子宮がん・胃がんの検診への助成を毎年に戻すこと。

【回答】

引き続き、適切な費用負担のもと、実施してまいります。

【保健管理課】

b) 期間を通年にすること。

【回答】

身近な医療機関で検診を受けていただけるよう検診医療機関と調整し、検診が可能な期間を限定しても不便のないようにしております。

【保健管理課】

c) 広報を強化すること。

【回答】

引き続き、周知啓発に努めてまいります。

【保健管理課】

- (10) 「マイナ保険証」導入で開業医の廃業が増加するなどの声がある。市として市内医療機関や市民の実情をつかみ、マイナンバーカードを普及させるための健康保険証廃止に反対し、国に意見を言うこと。

【回答】

マイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるものです。マイナンバーカードを活用し、国民にマイナ保険証で受診していただくことで、健康・医療に関する多くのデータに基づいた、より良い医療を受けていただくことが可能となります。

国は、従来の保険証の廃止にあたり様々な課題があることは認識しており、医療を受ける国民、医療を提供する医療機関関係者などの理解が得られるよう、丁寧に取り組んでいくとしており、今後「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において検討を進めるとしております。

本市としては、引き続き国の動向を注視してまいります。

【国保年金課】

マイナンバーカードは、デジタル社会の基盤であり、今後も国の方針に従って、普及促進に努めてまいります。

【行政事務管理課】

6 子どもの健やかな成長のために

(1) 児童虐待の防止・早期発見と、被害児童への支援を強化すること。

①この先、二度と児童虐待死事件を起こさせないとの強い決意を持ち、体制や仕組み、職員意識などすべてにわたって抜本的な見直しをはかること。

a) 「軽度」を含むすべての事例について、当該児童を定期的に必ず現認すること。保護者や関係者との面談を定期的に持つこと。状況が変わるごとにケース会議を行うこと。

【回答】

再発防止のため、検証報告書に盛り込まれた提言内容を踏まえ、こども総合相談所や地域こども相談センターの体制強化に向けて関係局と協議を行っています。

また、研修の充実等により職員の意識向上を図ります。

a) すべての事例について虐待再評価会議を実施しており、長期間現認できない事例については警察に協力を求めることとしています。

面談やケース会議については、各事例の状況に応じて必要時に実施しています。

【こども総合相談所】

b) DVの要素を含む場合が多いとの視点を、全ての職員が持つこと。研修を行うこと。DV防止・被害者支援の部門とより緊密に連携をとれるよう体制を構築すること。

【回答】

DV対応と児童虐待対応の連携が重要との認識をより深めるよう研修の内容について検討を行うとともに、関係部門との連携のあり方についても検討を進めてまいります。

【こども総合相談所】

c) 虐待の程度や緊急度の判断、判断の変更を、的確に行えるよう人員体制を拡充すること。

【回答】

児童相談所や市町村の体制強化を引き続き計画的に進めていくため、令和4年12月に国が策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、対象期間を令和5年度から令和8年度までとし、令和6年度までに児童福祉司を1,060人増員、令和8年度までに児童心理司を950人増員することなどを目標に掲げています。今後示される新たな配置基準についても注視しながら、来年度以降の人員配置について検討を進めてまいります。

【こども総合相談所】

d) 地域の各種組織との連携を強化し、適切に情報共有し、事例の早期発見、漏れの無い見守りなどを各地域で構築すること。

【回答】

民生委員・児童委員等の地区組織との連携を深めるとともに、地域のNPO等との連携によるアウトリーチ型での支援を行うことで虐待の早期発見につなげたり、訪問支援により育児不安等の軽減を図っていきたいと考えています。

【こども福祉課】

②こども総合相談所および地域こども相談センターについて、人員の拡充および質の向上を、早急かつ計画的に取り組むこと。

a) 管理職は、経験者を配置するとともに、専門職として長期育成の視点を持つこと。

【回答】

こども総合相談所や地域こども相談センターの体制強化については、検証報告書に盛り込まれた提言内容をふまえ、関係局と協議を行っています。

さらに、国は、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めていくため、児童虐待防止対策総合強化プランに代わる次期プランを年内に策定すると聞いており、どのような内容になるのか注視しています。

【こども総合相談所、こども福祉課】

b) こども総合相談所の人員体制は、児童福祉司1人あたり40ケースを目指して、増員計画を立てること。その際、異動で一時保護所等の体制を弱める手法を取るのではなく純増をはかること。

【回答】

児童福祉司の担当ケース数について担当者の負担軽減になるよう地域こども相談センターとの役割分担や職員配置の見直しを行います。

また、一時保護所については、ケアの困難度が高い子どもが入所するという一時保護所の特性を踏まえ、さらに体制の充実を図るよう検討します。

【こども総合相談所】

c) 担当ケースを持たないスーパーバイザーを配置すること。

【回答】

直接ケースを担当せず個々の児童福祉司に助言を与えるスーパーバイザーが配置できるよう、体制強化について関係局と協議を行っています。

【こども総合相談所、こども福祉課】

d) 県の児童相談所との連携強化や人事交流をはかること。

【回答】

県の児童相談所とは所長会議、関係課長会議等で連携を図っているところ
です。なお、人事交流については実施できるよう検討してまいります。

【こども総合相談所】

e) 有資格者は正規で配置すること。

【回答】

こども総合相談所の児童福祉司に関しましては、行政処分を行い児童や保
護者の権利を一部制限するという職責を担っているため、基本的には正規職
員の配置が望ましいと考えており、正規職員での体制強化について関係局と
協議を行っています。

【こども総合相談所】

③保護課及び一時保護所について、子ども達に対して丁寧で専門的なかわ
りが必要であり、体制の見直しと拡充を進めること。

a) 専門職の配置について基準を定めること。

【回答】

一時保護所については、国においては新たに設備・運営基準を策定するた
めの調査・研究を行っており、その内容も踏まえて一時保護所の体制の充実
を図っていきます。

【こども総合相談所】

b) 保育士は経験者を配置すること。

【回答】

一時保護所の職員については、被虐待児に対しての専門的な養育技術に加
え、児童の権利擁護についての深い理解が必要であり、計画的及び継続的な
人材育成が必要であることから、保育士の配置についても、関係課と継続的
に協議してまいります。

【こども総合相談所】

c) アルバイトで補う体制はやめ、必要な人員は正規で配置すること。

【回答】

一時保護所については、国においては新たに設備・運営基準を策定するた
めの調査・研究を行っており、その内容も踏まえて一時保護所の体制の充実
を図っていきます。

【こども総合相談所】

④善隣館について

- a) 館長には行政職ではなく専門職を充てること。公募も視野にやる気のある専門人材を確保すること。

【回答】

館長の人事については、人事当局と協議の上、適正な人材の確保に努めてまいりたいと考えています。

【こども福祉課】

- b) スーパーバイザーを配置すること。

【回答】

現在のところ、善隣館にスーパーバイザーを配置する予定はありませんが、今後、スーパービジョンのあり方について研究してまいりたいと考えています。

【こども福祉課】

- c) 閉鎖的になりやすい施設であることを踏まえ、第三者機関が運営や児童の様子などを定期的に点検できるようにすること。所管課とこども総合相談所は、定期的なヒアリングを実施し、意見箱の入所児童の声は直接把握すること。

【回答】

社会的養護関係施設については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、その運営の質の向上を図るため、第三者評価及び自己評価の実施とそれらの公表が義務付けられています。善隣館では、その関係通知、評価基準等に基づき、適時実施しています。

【こども福祉課】

- d) 地域住民やボランティア、NPO 団体などを含む運営委員会を設置し、地域に開かれた施設にすること。

【回答】

地域住民、ボランティア、各種団体の方々とは、定期的な行事や招待行事での交流を行ったり、余暇や学習面での支援をいただいています。

今後も地域に開かれた施設になるよう努めてまいります。

【こども福祉課】

e) 修繕費や備品費を適切に増額すること。

【回答】

現在も必要な箇所の修繕や備品の購入を進めており、今後も適切な整備に努めてまいります。 **【こども福祉課】**

(2) 市立幼稚園、保育園の廃止・民営化計画を中止すること。

【回答】

将来にわたり安定的に良質な就学前教育・保育を持続するために「民にできることは民にまかせる」という民営化の方針や統廃合は必要であると考えています。 **【こども園推進課】**

(3) 定員が300人を超えるような大規模園について、保護者や職員、関係者などから懸念の声が上がっていることを踏まえ、市として大規模園をつくらぬ方針を持つこと。合わせて、就学前教育・保育施設の適正規模について、市として研究すること。

【回答】

こども園の運営は、保育の内容や質が担保できるよう、設備運営基準に関する条例等に基づき、適切に学級の編制や職員の配置等を行っており、同条例に適正規模についての規定はなく、園の規模と保育内容の関連の調査や大規模園化を避ける方針を持つ予定はありません。 **【こども園推進課】**

(4) 保育園の副食費を無償にすること。

【回答】

保育施設での給食の材料にかかる費用については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であり、保育施設等を利用する保護者も自宅で子育てを行う保護者と同様に費用を負担していただく必要があると考えています。

【保育・幼児教育課、幼保運営課】

- (5) 市立園における教材費の保護者からの徴収について、共有して使う保育材料が公定価格に含まれていることから、不当な徴収の疑いがある。徴収をやめること。

【回答】

教材費は、保護者の同意を前提に、保護者に実費負担を求めることができる費用をお願いしているものと認識しており、今後も分かりやすく適切な運用に努めてまいります。

【幼保運営課】

- (6) 保育士を増やす施策を強化すること。

- ①児童の成長発達や安全確保と労働環境の改善で職場定着率の向上に資する観点から、保育士の配置基準の引き上げを国に働きかけるだけでなく市独自でも行うこと。特に0歳児2:1、1・2歳児5:1は速やかに実現すること。

【回答】

業務負担軽減を目的に保育支援者雇用に対する補助など保育士の離職防止として定着率の向上に取り組んでいるところですが、保育士の配置基準については、保育の質の向上の観点から全国的な対応をすべきであり、国に対して早期に改善を実現するよう要望しております。

【保育・幼児教育課、幼保運営課】

- ②市立園の正規保育士の採用数を増やすこと。

【回答】

多様な雇用形態を活用しながら良質な保育環境の確保に努めてまいります。

【人事課】

- ③市立保育士の育児短時間勤務制度は、本人が希望した場合には必ず取得できるようにすること。

【回答】

育休復帰後の育児短時間勤務等、両立支援制度の活用については、園長会を通して制度の周知、指導等を行っており、制度の活用も徐々に進んでおります。引き続き、制度が活用しやすい職場環境の整備に努めてまいります。

【幼保運営課】

- ④私立保育士について、処遇の引き上げや労働環境の改善を進めること。市独自の施策については、継続し拡充すること。

【回答】

委託料（公定価格）の一部である国の処遇改善については、市長会、政令市市長会等を通じ、国に要望を行っているところです。また、岡山市独自の保育士賃金上乗せは、待機児童解消を目標として平成29年度から令和元年度までの取組みを令和4年度まで延長してきたものです。

令和4年2月からは、国制度として継続的な取組を前提とした3%の処遇改善措置を実施していますが、保育士の生活に与える影響を考慮する必要があると考えており、調整を加えた上で、事業を継続してまいりたいと考えております。

保育士の労働環境改善については、業務負担軽減を目的として、保育支援者を配置するための経費助成の拡充をするとともに業務効率化のためのICT化を推進しているところです。

【保育・幼児教育課】

- ⑤看護師を、保育士代替ではなく専任で、全園に配置すること。アレルギー対応を強化すること。

【回答】

市立園の看護師につきましては、健康管理支援業務等を職務内容として採用を行っております。

乳児も含め、低年齢児やアレルギー児の在園も多く、看護師の配置は必要であると認識しており、引き続き看護師の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、市立園につきましては、アレルギー児の給食に対応するため、給食調理員の加配を行っております。

【幼保運営課】

私立保育施設につきましても、単市事業として、看護師等を加配している施設及びアレルギー児対応調理員等を加配している施設に対して補助を行っております。

【保育・幼児教育課】

(7)「保育園に入れぬ子」ゼロをめざして

①認可保育園整備を進めること。

【回答】

施設整備の今後の方針としては、出生数の減少によるニーズ減少が予測される中、原則として定員増を行わない方針です。 **【こども園推進課】**

②認可保育園に申し込んでも入園できず、やむを得ず特認登録保育施設や企業主導型保育施設等を利用する児童は、待機児童から外さないこと。これらの児童については、市として認可園への入所を確保する立場で施策を講じること。

【回答】

待機児童数は、国の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき算出しています。

一定の質が担保された認可外保育施設を含めた保育の受け皿全体で待機児童の解消に取り組んでおり、今後も安定した保育環境を維持しつつ、保護者の意向に寄り添った支援を継続してまいります。 **【就園管理課】**

③ 3歳児保育を全ての市立幼稚園で実施すること。需要があるところは定員を増やすこと。

【回答】

市立園における3歳児教育は、認定こども園の整備により進めていく方針です。定員増については、必要に応じて対応してまいります。

【幼保運営課】

④市立幼稚園では預かり保育を実施すること。

【回答】

預かり保育については、すべての市立幼稚園で実施することは困難と考えており、引き続き認定こども園への移行により拡充してまいります。

【幼保運営課】

(8) 障害児保育について

- ①公私立を問わず、どの認可保育園でも障害児が全員入園できるよう、拠点園と同等の人員体制と施設整備を拡充すること。

【回答】

全園への保育室の整備は困難ですが、私立保育園・認定こども園を含めたすべての園において、広く障害児保育を行うことができる環境整備を進めており、専門家による巡回指導や公立園長経験者による巡回相談を行っています。また、公立園については、障害児2人につき保育士1人の割合での配置基準に基づいて保育士を加配しており、私立保育施設における保育士の加配について、令和元年度より、障害児2人につき保育士1人の配置をした場合の補助金の拡充を行ったところです。 **【保育・幼児教育課、幼保運営課】**

- ②重度心身障害児や医療的ケア児が、遠方の園に入らざるを得なくなることはないよう、各園において施設整備を進めること。

【回答】

重度の障害児については、公立保育園・認定こども園では、令和4年4月より受け入れを行っております。

また、医療的ケアの必要な子どもの受け入れについては、看護師等の雇用に関する経費を補助する事業を私立園において実施し、受け入れを行っております。また、公立園についても、令和5年4月より医療的ケアの必要な子どもの受け入れを開始することとしており、引き続き、拡充に努めてまいります。 **【保育・幼児教育課、幼保運営課】**

- (9) 病児保育を増やすこと。そのために補助を抜本的に増額すること。

【回答】

増加傾向にある病児の受け入れを推進するため、令和4年度に病児保育事業者3施設の新規募集を実施しました。2事業者の応募があり、受け入れの拡充が図られることとなっております。 **【保育・幼児教育課】**

(10) 放課後児童クラブについて

①待機児童が出ないように、施設整備と人員確保を行うこと。

【回答】

受け皿の確保については、ニーズ調査を踏まえて策定した第二期岡山市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の方策に基づき、今後も市が主体的・計画的に施設整備を行ってまいります。

支援員等の確保については、ふれあい公社と連携した就職相談会の開催や本市ホームページへの求人情報の掲載等により、必要な支援員等の確保に努めてまいりたいと考えております。

【地域子育て支援課】

②市立クラブについて

a) 入所選考の際、保護者の勤務時間については、単純に時間の多寡のみを見るのではなく、勤務時間帯が児童の下校時間にあたるかどうかについても、考慮に含めること。

【回答】

クラブを利用する児童は、児童福祉法で「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」と定められております。

このため、市立クラブでは、入所決定の際、保護者の勤務時間数に応じた基準点を計上しており、新たに勤務時間帯を点数に反映することは考えておりません。

【地域子育て支援課】

b) 待機児童の有無に関わらず、年度途中でも入所申込を受け付けること。

【回答】

入所希望者の随時申請については、保護者や児童の利便性向上の観点から、今後の検討課題と認識しております。

【地域子育て支援課】

c) 待機児童のいるクラブでの途中入所の選考にあたっては、認可保育園と同様に、保育の必要度の高い順に入所できるようにすること。

【回答】

市立クラブでは、年度途中において、退所等によりクラブの定員に空きが生じた場合、入所保留児童のうち入所点数の高い方から順次入所決定を行っております。

【地域子育て支援課】

- d) 保育指針に沿った保育計画をつくり、体験を充実させることなど、発達保障にとりくむこと。

【回答】

市立クラブにおいては、国の運営指針に沿って岡山市立放課後児童クラブの基本方針及び年間目標を策定し、それらに基づき、各クラブで目標及び育成支援計画を作成し、クラブ活動に活用しているところです。

【地域子育て支援課】

- e) 土曜や延長などの拡充部分だけでなく、行事や手作りおやつなどできなくなったことも含め、実際に行われている保育の中身についても、市立化の検証を行うこと。

【回答】

市立クラブの運営については、保護者アンケートやふれあい公社による職員の個別ヒアリングを通して、関係者の声を広くお聞きするとともに、定期的で開催される主任支援員会議において、行事やおやつなども含めた運営内容に関する様々なテーマについて、意見交換や共通認識を図っているところです。

【地域子育て支援課】

- f) 支援員について、職業として選べる処遇に改善を図ること。

【回答】

市立クラブの正規職員については、給与水準の底上げを図るとともに、児童クラブの勤務年数に応じた前歴加算制度を導入しております。加えて、公益財団法人の職員となることで、身分や収入が安定するとともに、休暇や手当など充実した福利厚生制度が受けられるなど、総合的な待遇改善を図ったところです。

また、国が示した放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業等を活用し、令和4年2月から、非常勤職員も含めて、手当等により改善を図っています。

【地域子育て支援課】

g) 市の財政支出を増やして、保護者負担を増やさずに拡充を進めること。

【回答】

放課後児童クラブの運営見直しによって、サービスや利用料金、運営ルール、職員の雇用条件などの平準化を図り、どのクラブでも同じ料金で、同じ水準のサービスが受けられることを目指し、岡山市全体としてサービス内容等の底上げを図ったところです。

また、運営の一元化により、安定的な運営体制を図るとともに、育成支援の内容が向上、充実するよう努めてまいります。

なお、市立クラブの利用料については、受益者負担の考え方にに基づき、サービスに見合った経費を負担していただくこととしております。

【地域子育て支援課】

③運営委員会方式のクラブについて

a) 将来にわたって不平等な扱いをしないようにすること。

【回答】

市立に移行しないクラブについては、これまでどおり補助金による支援を継続しております。

【地域子育て支援課】

b) 国の補助メニューはすべて活用して、施策を充実すること。

【回答】

本市では、国の補助基準の範囲内で、クラブの運営実態に即した運用を行っております。

今後も国の補助メニューを活用するとともに、クラブの規模や実情に応じた運用を行い、安定的な運営や育成支援の質の向上を図ってまいりたいと考えております。

【地域子育て支援課】

④作業療法士の派遣を具体化すること。

【回答】

本市では、作業療法士や臨床心理士などを講師とした発達障害児対応専門研修を実施しております。引き続き、研修を継続的に実施することで、児童への適切な対応や支援員等の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

【地域子育て支援課】

- ⑤登録外の学童保育施設について、保護者と子どものニーズの受け皿になっている場合もあることを踏まえ、市として実態把握をするとともに、運営への支援策を講じること。

【回答】

本市では、条例で定める基準を満たし、市に放課後児童健全育成事業開始の届出を行った事業者に対し、市からの補助等により運営の支援を行っております。

また、令和4年度から新たに届出済民間クラブへの補助制度を創設しておりますが、運用開始にあたっては、類似の事業者にも放課後児童健全育成事業の届出や補助制度について周知を図ったところです。

なお、類似事業者から届出等について相談があった場合は、基準の説明や質疑応答、現地確認等の対応を行っております。 **【地域子育て支援課】**

- (11) 子ども貧困対策を強化すること。

- ①子ども貧困対策に関する独立した計画を策定し、専門部署を設けること。

【回答】

子どもの貧困対策については、「岡山市子ども・子育て支援プラン2020」として策定しています。他の様々な子ども・子育て支援策と連動して進めていくことが重要だと考えています。なお、令和5年度に「子どもの生活実態調査」を行い、その結果を踏まえてプラン改訂を進めていくこととしています。専門部署の設置について、現在は考えていません。 **【こども福祉課】**

- ②市として子どもの権利を擁護する立場にたち、支援者を支援する観点から、居場所づくりなどのNPO団体への支援を強化すること。具体的には人件費への補助など、継続的な支援の仕組みを構築すること。

【回答】

コロナ禍のもとで食支援をはじめとする緊急支援活動を行う子どもの居場所等への助成金の交付、また物価高騰対策として、継続支援金の交付を行ってきたところです。さらなる物価高騰が続くもとで、令和5年度も継続支援金の交付を継続実施してまいりたいと考えています。 **【こども福祉課】**

③奨学金の充実を図ること。

a) 給付型奨学金は、対象及び額を拡充すること。

【回答】

令和2年度に創設した本制度については、他の公的支援制度との比較により額等を積算したものです。対象要件の拡大や金額の増額については、他制度の状況を踏まえ、必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えています。

【こども福祉課】

b) 市民や移住希望者などの貸与型奨学金の返済に補助すること。

【回答】

岡山市の貸与型奨学金については、制度を廃止し、新規の募集は行っていませんが、決定者への貸与と償還事務を行っているところです。支払いが困難な場合には、分納や支払い猶予などの相談にも応じており、現時点での補助制度の導入は考えていません。本市以外の貸与型奨学金についても同様です。また、子どもの貧困対策として、移住希望者への返済補助を行うことも考えていません。

【こども福祉課】

④就学援助は、生活困窮家庭の実情を踏まえたものに改善すること。

a) 物価高騰に対応して支給単価を引き上げること。

【回答】

生活困窮家庭の家計の下支えに関しては、各給付金・支援金等で対策が行われているところであり、支給単価の即時引き上げは困難ですが、引き続き、国が考える支給額の動向を注視しながら、実態の把握に努めてまいります。

【就学課】

b) 認定基準を引き上げること。

【回答】

現時点で認定対象者の拡大は困難と考えておりますが、生活保護基準が引き下げられる中でも、就学援助については、現行の認定基準を維持しております。

引き続き、国が考える基準額の動向を注視するとともに、申請者の状況の把握に努めてまいります。

【就学課】

c) 修学旅行、PTA 会費等、費目の全てを実費で支給すること。

【回答】

修学旅行費は全額支給には至っていませんが、支給額を増額するなどの見直しを行っています。

現状では、支給費目の拡大や、費目の全てを実費で支給することは困難な状況ですが、引き続き、国が考える基準額の動向を注視しながら、実態の把握に努めてまいります。

【就学課】

d) 新入学学用品費は、新年度の物品購入に間に合うように支給すること。

【回答】

できる限り早期に支給したいと考えていますが、市外転出や私立学校への進学等、認定後の児童生徒の異動調査も並行して行う必要があるため、現行の3月中旬より支給日を早めるのは難しいことをご理解いただきますようお願いいたします。

【就学課】

⑤自転車の安全対策を強化すること。

a) 条例化によってヘルメットの着用が義務化された小学生について、通学に使用するかどうかに関わらず、自転車保険や自転車用ヘルメットの費用を補助すること。

【回答】

就学援助は、経済的な理由で小・中学校での学習に必要な費用にお困りの方に対してその一部を援助する制度です。

通学に必要なヘルメット等の用品購入費用については、新入学生徒学用品費（中学1年生）及び通学用品費（中学2・3年生）の中で対応していただくこととしています。自転車保険料の支給については、現在考えておりません。

【就学課】

- b) 就学援助制度や生活保護制度において、通学に使用するかどうかに関わらず、自転車保険や自転車用ヘルメットの費用を自己負担とならないようにすること。

【回答】

就学援助では、就学に必要な費用を援助するという制度の趣旨を踏まえ、通学に必要なヘルメット等の用品購入費用については、新入学生徒学用品費（中学1年生）及び通学用品費（中学2・3年生）の中で対応していただくこととしています。自転車保険料の支給については、現在考えておりません。

【就学課】

生活保護制度では、通学に際し自転車を利用する必要がある場合には、ヘルメットの購入費用や自転車保険料についても給付しています。

【生活保護・自立支援課】

- ⑥子ども貧困などの支援団体について、コロナ禍で活動できなくなっているところの実情を把握し、新たな支援を構築すること。

【回答】

子ども食堂など子どもの居場所については、市社会福祉協議会で実情を把握していただいているところです。こうした子どもの居場所は、ボランティアと寄附により運営されており、長引くコロナ禍のもとで、エネルギーや食糧費等の高騰により、運営ができなくならないよう、市社協を通じて継続支援金の交付を行っていきたいと考えています。

【こども福祉課】

(12) ヤングケアラーについて

①総合的な実態把握のために、子どもに対する悉皆調査を行うこと。

【回答】

本市では、岡山市内の医療、介護、福祉等の専門職及び教職員など、ヤングケアラーに気付く可能性のある大人を対象として、令和3年度にアンケート調査を実施したところです。

調査では、ヤングケアラーの言葉の認知度が88.2%であったことから、更なる認知度の向上を図り、早期の発見・支援につながるよう、今後は、積極的な周知啓発を進めてまいりたいと考えています。

また、令和5年度から、各地域こども相談センターにヤングケアラー・コーディネーターを配置することとしており、引き続き学校との連携をはかりながら、対象の児童生徒の把握に努めていきたいと考えております。

【保健福祉企画総務課、こども福祉課、指導課】

②子どもと家庭に対する支援策を、専門家を交えて構築すること。あわせて、以下について早急に具体化すること。

a) 小中学校での家庭訪問を復活させること。

【回答】

家庭訪問の実施時期や方法は各学校の判断によりますが、各学校では個別懇談の実施などにより、子どもと家庭の状況の把握及び課題の早期発見に努め、専門家を交えた組織的なチーム支援につなげられるよう取り組んでいるところです。

【指導課】

b) 相談できる場所の広報を抜本的に強化すること。

【回答】

令和4年4月から、ヤングケアラー相談窓口を各地域こども相談センターへ設置しており、市ホームページに掲載するとともに、市内小中高等学校全児童へのチラシ配布やオレンジリボンフォーラム及び子ども虐待防止サポーター養成研修等において、積極的な周知啓発を行なっているところです。

【こども福祉課、保健福祉企画総務課、指導課】

c) 家事支援ヘルパーを利用料負担なしで派遣すること。

【回答】

すでに令和2年度から、養育支援ヘルパー訪問事業として、利用者負担のない家事支援を行っており、令和5年度からは、現行の事業に替えてヤングケアラー家庭も想定した支援事業を行う予定です。 **【こども福祉課】**

③全ての窓口職員に対して、ヤングケアラーの観点を持つための研修を行うこと。

【回答】

ヤングケアラーの相談窓口やヤングケアラーとは何かについて、窓口職員を含む様々な研修の機会を利用して、周知啓発を行なっているところです。 **【保健福祉企画総務課、こども福祉課、指導課】**

④不登校支援の取組とも連携を強化すること。

【回答】

学校は、家事の支援が必要と思われる場合には、関係機関と連携し、対応しております。 **【指導課】**

(13) 妊産婦支援について

①多胎児の出産・育児への支援を強化すること。

a) 多胎児や貧困家庭の育児ヘルパーについて、制度化し、専門的資格のあるスタッフを派遣できるようにすること。対象も就学前までに拡大すること。

【回答】

妊産婦支援のシルバー世代産前産後応援事業では、家事や育児、多胎児家庭を支援するために必要となる知識を習得する養成研修を修了したシルバー世代を派遣しています。 **【地域子育て支援課】**

- b) 国の補助メニューで岡山市が制度化していないものについて、制度化を図ること。

【回答】

シルバー世代産前産後応援事業では、令和3年度から国のメニューを活用し、多胎世帯等の利用期間を産後5か月から12か月に延長し、利用回数を30回から65回に増加しています。

【地域子育て支援課】

国の動向を注視しながら、引き続き必要性等を検討してまいります。

【保健管理課】

- c) 各種の妊産婦支援メニューに多胎児割引を設けること。

【回答】

シルバー世代産前産後応援事業では、三つ子以上の世帯で、支援者2人での対応が必要な場合は、2人目の利用料を無料としています。

【地域子育て支援課】

これまでも、多胎妊婦への追加的な健診費用の助成を行ってきましたが、引き続き、必要な支援を検討してまいります。

【保健管理課】

②産後ケアについて

- a) 特に障害児に対しては、きめ細かな対応をとること。

【回答】

実施機関においては、個々の利用者の状況を踏まえた上できめ細かなケアを行っていただいているものと認識しています。

【保健管理課】

- b) 宿泊ケアを利用する際に他の兄弟姉妹の預かりを行うこと。

【回答】

実施機関によっては、産後ケア利用時に他の兄弟姉妹を預かるサービスを有料で提供しています。

市として、当該預かりサービスを実施する予定はありません。

【保健管理課】

③若年妊娠や高リスク妊娠について、経済的負担を軽減すること。

【回答】

11月補正において、経済的支援となる出産・子育て応援給付金事業予算を要求し、実施に向け準備しているところです。 **【保健管理課】**

④すこやか赤ちゃん相談事業について、予約制をやめ、以前の開催形式に戻すこと。

【回答】

予約制の導入により、感染リスクを抑えるだけでなく、待ち時間の縮小、相談時間の確保など利便性が向上しており、引き続き、事業を進めてまいります。 **【保健管理課】**

7 子どもたちの育ちと学びを支える学校を

(1) 全ての子どもに行き届いた教育を進めるために

①教員の定数内非正規率を下げること。

【回答】

教員の正規率については、課題と認識していますが、質を担保するという観点から、急激に採用数を増やすのではなく、計画的に採用してまいります。

教員の増員につきましては、いわゆる義務標準法の範囲内で、学校の実態や課題に応じた適正な配置を行うために、国に加配を要望しております。

【教職員課】

②35人以下学級を前倒し実施すること。そのための正規教員増を行うこと。

【回答】

少人数学級の早期実現については、義務標準法の改正により小学校での35人学級化が順次進められているところであり、今年度3年生まで完了しております。一律に義務標準法を超えた少人数学級とすることは考えておりません。

【教職員課】

(2) 学校給食について

①学校給食は無償化すること。少なくとも、文部科学省も自治体負担が望ましいとしている燃料代の保護者負担は、ただちに解消すること。

【回答】

学校給食に係る経費については、学校給食法及び同法施行令により、学校設置者と保護者との負担区分が規定されており、本市では食材購入や燃料代などの費用は給食費として保護者に負担をいただいています。給食の無償化や燃料代の公費負担については、本市の児童生徒数から勘案すると大変難しい状況です。

【保健体育課】

②調理は、自校方式中心とすること。全中学校をセンター化する方針を撤回すること。

【回答】

調理場施設の老朽化等、学校給食が直面する諸課題に対応し、安全で美味しい給食の持続的かつ効率的な提供と食育の一層の推進を図るためには、小学校については自校方式を堅持し、中学校についてはセンター化等により集約化を図ることが望ましいと考えております。

今後、この新たな方針に沿って、調理場の更新、整備を進めてまいりたいと考えています。

【保健体育課】

③岡山学校給食センターは、大規模化をやめること。

【回答】

現在の岡山学校給食センターは、昭和46年に建設されたものであり、施設の老朽化、耐震基準を満たしていないこと、衛生管理面への対応などの諸課題があります。また、学校給食が直面する給食施設の老朽化や児童生徒数の減少などの諸課題に対応するためある程度の調理場の集約化は必要であるとと考えています。

【保健体育課】

④調理業務の民間委託をやめ、全校直営での調理に戻すこと。民間比率7割にするとする合理的な根拠を示すこと。方針の決定や変更を行おうとする際には、市民への説明や周知を行うこと。

【回答】

子どもたちのためにより良い給食を安定的・継続的に提供していくことが重要であり、直営と民間業者が切磋琢磨し、それぞれの良さを活かしながら共存できるように、直営の効率的な運営と民間委託との両面から安全で安心な学校給食の提供に向けて取り組んでいるところです。

民間委託の割合については、毎年、岡山市学校給食運営検討委員会で取組状況を評価していただきながら、民間委託について検証していきたいと考えています。

【保健体育課】

- ⑤給食食材の地産地消を充実させること。地産地消率の算出は食材数ベースに戻すこと。食材について、公会計化後も、学校によっては現在も行われている地元農家の産品使用を引き続き出来るようにすること。

【回答】

岡山県内産を地場産物として捉え、学校給食基本献立の中に地場産物を取り入れ、積極的な使用に努めております。

地場産物の使用状況の算出方法につきましては、金額ベースで算出することにより、食材の品目数や取扱量の把握が可能となり、給食費に占める地場産物の使用割合を確認できることから、食材数ベースに戻すことは考えておりません。

地元農家の産品使用については、公会計化の制度設計のなかで検討していきたいと思っております。

【保健体育課】

(3) 総合教育会議と教育大綱について

- ①総合教育会議の政治的中立性を保つこと。

【回答】

文部科学省からの通知のとおり、総合教育会議では、政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではないと考えております。

【総務法制企画課、教育企画総務課】

- ②教育方針を考える際には、成績を指標にして子どもたちを駆り立てるのではなく、だれ一人取り残さない公教育のあり方に特化した議論をすること。子どもの意見を聴いて考えること。

【回答】

教育大綱は、全ての子どもたちを育てていくための方針であり、目標達成に向けて、定量的な指標は必要なものと考えております。

また、全児童生徒、保護者、教職員を対象とした岡山市独自調査の結果を政策、施策に反映しております。

【総務法制企画課、教育企画総務課】

③教育大綱は、具体的な計画に踏み込まないこと。

【回答】

教育大綱は、総合教育会議の議論を踏まえ教育の方向性を示すものであり、具体的な計画は、教育振興基本計画の中で取り組んでいくものと考えております。

【総務法制企画課、教育企画総務課】

④「選択と挑戦を繰り返す」ことは子ども達を駆り立てることになりかねず、掲げるのをやめること。

【回答】

将来の予測が困難な時代を生きる子どもたちにとって、岐路に立った時に適切な選択ができ、たとえ失敗しても挑戦していける資質を育むことが大切と考えております。

【総務法制企画課、教育企画総務課】

(4) 平和教育について

①具体的取り組みは各学校の主体性に任せるとしても、教育委員会として市内の平和の取組事例を示すこと。戦跡巡りなど岡山空襲に関する取組を全校で位置付けること。

【回答】

岡山市立学校では、学習指導要領に基づき、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を促すようにしたり、国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であることに気付かせるようにしたりするなど、児童生徒の発達段階に応じた平和学習を行っております。

また、教育委員会は、「岡山市平和の日」に合わせて、その意義を児童生徒に伝え、身近な地域に起こった空襲について考えを巡らせたり、平和の尊さについて考えたりする機会を設けるよう毎年通知しております。その中で、岡山空襲についての学習に役立つ資料を提供したり、施設見学や戦跡巡りなどの取組例を伝えたりし、各学校の実態に合った取組を推進しております。

【指導課】

- ②義務教育期間中に全員が1度は空襲展示室を訪れて学習できるようにすること。見学バスの費用補助など、支援メニューをつくること。

【回答】

各学校では「岡山市平和の日」などで空襲展示室の紹介をしたり、実際に現地に赴いたりしていますが、学校行事については、各学校の判断で行うようになっていますので、全校の施設訪問や費用補助は考えておりません。しかしながら、平和教育の重要性については、毎年伝えているところです。

【指導課】

- ③コロナ禍もあって、体験的な平和学習の後退が懸念される。現状を把握し、平和教育推進の取組の再構築をはかること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、学校行事等が様々な制約を受ける中、各学校で創意工夫をしながら平和学習を進め、戦跡見学や語り部による講話等、体験的な平和学習にも取り組んでおります。基本的な感染対策のもと、さらなる平和学習の推進を図ってまいります。

【指導課】

- (5) 不登校支援について、全ての子どもに教育を保障する立場に立つこと。

- ①不登校が増えている状況を直視し、学校の課題を検証すること。子どもも教員も行きたくなる学校づくりを進めること。制服や校則など、管理型教育の弊害が国際機関から指摘され、こどもをがんじがらめにしているのは日本だけとの声もある。

【回答】

教育大綱にあるように、「新たな不登校児童生徒の増加と長期化」が課題であり、不登校は繰り返しやすい、長期化する傾向があるため、早期発見や早期対応だけでなく、不登校を生まない取組が重要だと考えております。

学校は誰もが安心して生活できる場であるべきであるため、教育委員会では、一人一人を大切にしたい集団づくりに関するリーフレットを活用した研修を行うなど、学校と一体となって、互いの人権を尊重し合える学校づくりを推進しているところです。

各学校で、制服検討委員会等を設けて制服の見直しを検討したり、生徒会等の自主的な活動を取り入れながら校則の見直しを行ったりしております。今後も引き続き、制服や校則の見直しについて必要な情報は、適切に提供してまいります。

【指導課】

- ②子どもの選択肢を増やすこと。遠隔支援も含め、実質的な学びの保障を強化すること。取り組みは、授業日数に含められるようにすること。オンラインは早急に双方向型を確立すること。

【回答】

I C Tを活用した学習支援については、今年度10月から、学習相談や課題配信等に加え、一方向型の授業配信による学びの保障を図るよう、各学校に周知しています。

学習活動が個別の支援計画に位置付けられていることを前提に、一定の要件を満たす不登校児童生徒を指導要録上の出席扱いとできることにしました。

【指導課】

- ③民間支援団体と積極的に連携し、対象全体の居場所確保をすすめること。

【回答】

現在、岡山市教育委員会は2つのフリースクールと連携しており、今後も引き続き不登校児童生徒への支援のため、連携してまいりたいと考えています。

【指導課】

- ④不登校支援員の専門性の向上、処遇改善をはかること。

【回答】

教育委員会から配付している資料を参考に、各学校の管理職より不登校児童生徒支援員に研修を行っております。

また、処遇については平成31年から令和元年にかけて、会計年度任用職員として勤務時間等整理しております。

【指導課】

- ⑤児童生徒支援教室は、職員の正規化など質の向上をはかること。

【回答】

職員の資質向上を図るために、初任者研修等の職員研修を実施したり他室勤務を経験するようにはしたりしています。

【指導課】

(6) コロナをきっかけとする長期欠席や家庭の状況について

- ①「出席停止」について、児童・生徒一人一人の休んでいる理由や傾向や期間、本人の意向か保護者の判断か、それぞれに応じた学校側の対応、学校全体や市教育委員会全体としての「出席停止」への対策などについて分析すること。分析結果は公表すること。

【回答】

現在「出席停止」については、本人、保護者から欠席理由を丁寧に聞き取り、学校で判断をしています。学校の対応としては、それぞれの状況に応じて家庭訪問や電話連絡等を行い、児童生徒の様子を把握しています。また、オンラインでのやりとりや、一方向のライブ授業の配信等を行っているところです。教育委員会としては、今後も学校の支援等について把握し、引き続き対策を検討してまいります。結果については可能な範囲で公表いたします。

【指導課、保健体育課】

- ②コロナ禍において家庭の貧困状況が懸念される。子ども達の心のケアに、これまで以上に注力すること。

- a) スクールソーシャルワーカーを各学校に常駐させること。「学校と福祉をつなぐ」ではなく、学校現場に居て子どもの背景にある家庭を直接支援する福祉の専門職が、家庭にとっても学校にとっても必要である。

【回答】

現在、子ども相談主事は、月に1回程度学校に勤務しており、教職員への指導助言や保護者との面談をしたり、福祉機関や相談機関との情報共有を図ったりするなど、学校と福祉をつなぐスクールソーシャルワーカーとしての役割を十分果たしていると考えております。したがって、子ども相談主事とは別に、新たに社会福祉の専門資格を持つスクールソーシャルワーカーの配置は考えておりません。

【指導課】

- b) スクールカウンセラーを全校配置すること及び勤務時間等を拡充すること。経験の蓄積と専門性の向上が重要であり正規化すること。

【回答】

現在、スクールカウンセラーは拠点となる学校に配置しており、その他の学校は拠点校からの派遣校として、市内全校に勤務できる体制としています。勤務時間等の拡充については、他都市の状況等を注視し、情報収集に努めてまいります。

正規化することについては考えておりません。

【指導課】

③家庭でオンライン学習をする際に貸し出す Wi-Fi 機器の通信料金は、公が保障すべき教育の費用として、家庭の負担としないようにすること。

【回答】

貸出用モバイルルータの通信料金については、保護者負担と考えておりますが、低所得者（生活保護家庭や就学援助家庭）については補助しています。

【教育研究研修センター】

(7) 学校現場での性教育について

①「生命の安全教育」に包括的性教育の視点を取り入れ、子どもの発達を踏まえ9年間を見通した計画を立てること。避妊など具体的に教えること。

【回答】

学習指導要領の内容を踏まえて、子どもの命や性の大切さ、人権尊重の視点を大切にしながら、各学校が子どもの発達段階や実態に合わせた指導計画のもと、取り組んでまいります。

【保健体育課】

②包括的性教育の推進にあたっては、包括的性教育研究会と連携すること。

【回答】

教育委員会は現在のところ、さんかく岡山と性に関する指導等について情報交換を行っているところです。今後、学校が効果的に取組を進められるよう、関連団体も含めて、どのような協力・連携ができるか検討してまいります。

【保健体育課】

③リプロダクティブ・ヘルス&ライツの考え方を位置づけ、市の関係部局が連携して推進すること。

【回答】

第5次さんかくプランにおいて、「性と生殖の健康と権利に関する理解の促進」を施策の方向性に掲げ、関係部署と連携して、エイズ・性感染症・性教育出前講座や性について考える講座の実施等に取り組んでいます。引き続き、連携しながら理解促進に取り組んでいきます。

【女性が輝くまちづくり推進課】

リプロダクティブヘルス&ライツの考え方は、岡山市の教育理念「人権尊重の理念に基づく教育の推進」の中に位置づいています。

今後も関係部署と連携して、発達段階に応じた性に関する指導を特別活動や各教科の中で実施してまいります。

【保健体育課】

- (8) 生理用品は、トイレットペーパー同様に必需のものであり、ジェンダー平等を学校現場でも徹底するために、トイレに常備すること。

【回答】

学校の生理用品については、衛生管理面の課題もありますが、児童生徒の困り感を把握し、適切な支援につなげることが重要と考えており、保健室で対面により渡しています。トイレットペーパー同様に必需品であるという観点から、トイレに常備することについては、研究してまいります。

【保健体育課】

- (9) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」およびその指針に基づき、計画を策定すること。未然防止や発生時の調査などに対応する常設の委員会を設置すること。

【回答】

これまでも教職員に対する不祥事防止の啓発や研修に努め、事案発生時には厳正に対処してまいりました。引き続き、性暴力等の根絶に向けて取り組んでまいります。

また、児童生徒等からの性暴力に関する相談に対しては、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、子ども相談主事を活用した教育相談体制を整えており、警察を含め、関係機関と連携した対応を図っているところです。

なお、体制の充実については、今後の状況も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

【指導課】

- (10) 過大規模校の、運動場の広さが足りず児童生徒が安全にのびのび遊べない等の課題は人権侵害であるとの認識を持ち、解消に向けて早急に対処すること。

【回答】

過大規模校については、教育条件均衡の観点から配慮することが必要であると考えていますが、長期的には児童生徒数の減少が見込まれることから、当面は余裕教室の転用やプレハブ教室の設置などで対応を図っております。

また、運動場で遊ぶ人数が大人数にならないように、学年やクラスごとに曜日や時間で割り振って、運動場の使用を工夫し、安全にのびのび遊べる時間を確保しております。

【就学課、指導課】

- (11) 岡山っ子スタート・サポート事業について、配置基準の「30人以上」をなくし、毎年必ず全クラスに配置できるようにすること。

【回答】

岡山っ子スタート・サポート事業の配置基準は、小学校第1学年で30人以上の児童のいる学級となりますが、第1学年に複数学級が存在する学校で、1学級でも30人以上の学級がある場合は、他の学級が30人未満の場合であっても、第1学年の全学級を対象とするよう、配置基準の緩和を行っております。全クラス配置などの配置基準の見直しは考えておりません。

【教職員課】

- (12) 図書館司書及び栄養職員は、全ての市立学校に正規で配置すること。

【回答】

現在、1施設に1名を配置しており、引き続き多様な雇用形態を活用して、学校運営に必要な職員の配置を行ってまいりたいと考えています。

【教職員課】

- (13) 全ての特別教室にエアコンを設置すること。体育館にも常設型を検討すること。

【回答】

特別教室への空調設備整備については、令和7年夏前までの全校整備を目指しております。

体育館への空調設備整備については、教育環境上、直ちに必要なものと捉えていませんが、今後の研究課題であると考えております。

【学校施設課、教育企画総務課】

- (14) 医療的ケア児への学校での支援は、普段から信頼関係を築けている看護師が行えるようにすること。

【回答】

岡山市では、学校に専属で配置している看護支援員が対象児童生徒に対して、医療的ケアを日常的に行っており、日々の学校生活の中で、信頼関係が築けるように努めています。また、手技の確認を定期的に行うことで、技術を高め、対象児童生徒が安心してケアを受けることにつながっています。

【指導課】

- (15) 制服は、性的多様性に対応でき、人権に配慮したものとなるようガイドラインを示すこと。児童生徒の「自主性」にすり替えることなく、人権に関わる問題だとの視点を持ち、教育委員会として責任をもって取り組むこと。

【回答】

制服については、保護者負担であることを前提に、岡山市では各校の制服検討委員会等において、性の多様性をはじめ様々な観点から児童生徒・保護者・地域の方々と検討して決めています。

教育委員会としては、制服に関する最近の状況や見直しに必要な情報を示しており、その結果、制服の運用について見直しを進める学校も複数あります。今後も適切に情報提供をおこなってまいります。

また、性的マイノリティの児童生徒への配慮については、文部科学省の通知に則り、各校で丁寧に対応し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう指導しています。

【指導課】

- (16) 岡山市学力アセスは中止すること。全国学力テストには参加しないこと。
生活習慣に関する調査は別途行うこと。

【回答】

全国学力・学習状況調査及び岡山っ子アセスは、子どもに適切な支援ができるといった効果があり、貴重な機会だと考えております。

現在のところ、他の調査に替える予定はなく、今後も継続して実施してまいります。

【指導課】

- (17) 公立夜間中学について

- ①開校スケジュールを前倒しすること。

【回答】

夜間中学の開校にあたっては、既存校舎の改修が必要となりますが、施工にあたっては在校生の授業等への影響を考慮する必要があります。実際の改修工事は、令和6年の夏休みを中心に充てる想定としており、令和7年4月開校の前倒しは困難と考えております。

【就学課、指導課】

②在籍上限は、短すぎないように慎重に検討すること。

【回答】

修業年限については、3年を基本とするものの、3年間で教育課程を修了することが困難な場合も想定されることから、原則として最長6年までの在学を可能とする案を岡山市立夜間中学設置基本方針（案）の中でお示ししています。

【就学課、指導課】

③原則随時入学できるようにすること。

【回答】

入学時期については、4月入学を基本とするものの、入学希望者との面談は随時実施し、10月入学も可能とする案を岡山市立夜間中学設置基本方針（案）の中でお示ししています。

【就学課、指導課】

④1クラスは、40人より少人数にすること。

【回答】

学級編制については、学年1学級とします。生徒の人数や習熟度に応じて柔軟に編制する案を岡山市立夜間中学設置基本方針（案）の中でお示ししています。

【就学課、指導課】

⑤軽食も含め給食を提供できるようにすること。

【回答】

学校給食については、多様な世代が通学するため、栄養摂取基準の設定が困難であることや、国籍や生活スタイル、健康状態により、希望する食事の内容が様々であることが想定されるため、実施しません。生徒が各自で食べ物を持参した場合は、休憩時間に教室等で食事ができるようにする案を岡山市立夜間中学設置基本方針（案）の中でお示ししています。

【就学課、保健体育課】

(18) 後楽館高校の生徒が使用するタブレットを無償化すること。

【回答】

高校における1人1台端末については、学校だけではなく、家庭においても個々の目的に応じて使うものと考えており、保護者負担としております。

【教育研究研修センター】

(19) 校納金同意書は、廃止すること。

【回答】

「学校徴収金の納入についての同意書」は、給食費をはじめとする学校徴収金の重要性を保護者へ理解をいただき、円滑に納入していただくために提出をお願いしているところです。

今後とも、必要に応じて同意書様式の見直し等を行いながら、学校徴収金に未納が生じないよう努めてまいりたいと考えております。

【保健体育課】

(20) 防災教育と称して自衛隊を呼ぶのをやめるよう教育委員会として方針を確立すること。

【回答】

防災教育につきましては、各校の学校安全計画に沿って、計画的に行われ、それぞれの目的に応じた取組をしております。外部講師を依頼する場合は、各校が、児童・生徒に何を学ばせたいか、内容を十分に吟味したうえで依頼をしているところです。

【指導課】

(21) 県家庭教育応援条例を岡山市に持ち込ませないこと。

【回答】

県条例においては、市町村に対する義務的な規定はなく、岡山市では平成19年に、岡山っ子育成条例を策定し、様々な施策を展開しているところです。

【生涯学習課】

(22) 統一協会やその関連団体を講師やボランティアに呼ばないこと。イベントを後援しないこと。

【回答】

講師については、依頼のテーマや内容に応じて、これまでの講師実績等を勘案して、大学教授や元保育士、助産師の方などを派遣しています。ボランティア活動については、学校の管理下で適切に行われるように、登録ボランティアに活動上の注意事項等の周知を行っており、今後も適切な実施に努めてまいります。

また、イベントの後援については、市民から疑念を抱かれることがないように要綱にもとづいて適切に対応してまいります。

【生涯学習課】

8 地域の農業を持続可能なものとするために

- (1) 農業の価格保障・所得補償を抜本的に拡充し、水田活用交付金は削減ではなく拡充するよう国に求めること。

【回答】

水田活用の直接支払交付金については、削減はされておらず、農業の経営安定を目指して高収益作物を推進するため、畑地化の支援に対する補助を拡充しています。

【農林水産課】

- (2) 有害鳥獣対策を強化すること。

- ①イノシシの個体数を減らす計画を立てること。広域連携も視野に、実態把握を含めた総合的な対策を検討すること。

【回答】

本市が猟友会やJ A等とともに組織している岡山市地域鳥獣被害防止対策協議会において、「岡山市鳥獣被害防止計画」を策定しております。

なお、当計画に記載された捕獲計画数は、個体数調査において予測した個体増加数を上回っており、捕獲計画数が達成できれば生息数は減少すると考えています。

【農林水産課】

- ②他市事例を参考に、防護柵の維持管理や草刈りなどへの補助制度を設けること。

【回答】

有害鳥獣の農作物被害対策として防護柵の普及を図るため、防護柵設置の初期費用の一部を交付し、農業者の負担を軽減する補助制度があります。

設置後の財産の維持管理については、所有者で行っていただくべきものであり、必要となる費用も所有者の負担でお願いしたいと考えております。

【農林水産課】

- ③利活用について、経済性や地域振興など多面的に研究を進めること。

【回答】

利活用については、北区牟佐地区にて、町内会を中心に地産地消や食育などの活動に取り組んでおり、捕獲したイノシシを使ったジビエ料理を試食したり、イノシシの皮を利用し皮細工を作ったりしているところです。

【農林水産課】

- (3) プラスチック被覆肥料について、水田からの回収・流出防止対策や別肥料への切り替えなどを農家任せにせず、市として情報提供や資材支援、肥料費への支援に取り組むこと。

【回答】

市のホームページにて、被膜殻の流出防止について等の情報発信をおこなっているところです。

【農林水産課】

- (4) 小さい農地の活用が難しいとの声がある。耕作継続困難の相談も寄せられている。現在の農地中間管理機構では限界もあり、市として課題を把握し研究を進めること。

【回答】

農地中間管理機構等関係機関と連携しながら、どのような対策ができるか検討してまいりたいと考えております。

【農林水産課】

- (5) J Aの統合等で弱体化しているとされる技術や経営に関する地域での指導について、市として取り組むこと。

【回答】

市では、就農後の農業経営の支援として、J Aや岡山県農業普及指導センター等の関係機関と連携し、気候や品種に応じた作物の生産についての助言や、資金の調達、営農計画の見直し、出荷方法の相談に応じるなどの支援を行っております。今後も関係機関と連携を継続しながら、農業者への支援に取り組んでまいります。

【農林水産課】

9 住民本位のまちづくり、交通政策の推進を

- (1) 市街地の拡大の大きな要因であり、立地適正化計画とも大きく矛盾している50戸連たん制度は、ただちに廃止すること。

【回答】

都市計画マスタープランでは、市街地の無秩序な拡大をさせないために、50戸連たん制度や市街化調整区域の地区計画制度も含めた、開発許可制度の全体的な運用の見直しを図る方針としており、具体的な内容について検討を行っているところです。

【開発指導課】

- (2) 市街地で放置されている空き屋への対応について

- a) 利活用・再生を抜本的に促進するための税制優遇・購入補助などの仕組み、制度を構築すること。

【回答】

税については法律に基づいて適切に対応してまいります。

【税制課】

空き家の利活用の促進につきましては、リフォーム工事に対する助成制度や空き家情報バンクを実施しております。空き家対策として購入補助制度は実施しておりません。

【建築指導課】

- b) 所有者の一部が不明なことにより、利活用や除却が困難となって放置された空き家が増えていることについて、国に対策を求めること。市としても、必要な対応を急いで取ること。

【回答】

所有者等の一部が不明な空き家であっても、自らが所有する財産についての権利と、それを適切に管理する責務を有していることから、引き続き所有者等に対する啓発に努めてまいります。

【建築指導課】

- (3) 再開発事業は、個々の事業の採算性について市として中止も視野に検証すること。中心市街地の街づくりの方針を明確にすること。計画性を持つこと。巨費投入が前提となっていることから、市の財政負担を考慮し件数制限すること。

【回答】

第六次総合計画により中心市街地については、様々な人が住み、交流する賑わい空間として商業・業務・医療・福祉・教育・文化・コンベンション等の高次都市機能の集積を図ると共に土地の集約化や高度利用を図り、岡山の顔にふさわしいまちづくりを重点的に進めています。

このため、市街地再開発事業を促進しており、事業実施にあたっては市が目指すまちづくりの方向性と整合することが重要と考え、組合が作成する事業計画について随時採算性を検証しながら指導・助言しているところです。

【市街地整備課】

- (4) 公共交通について

- ①交通政策は、交通不便地域の20万人を解消していく政策と計画を立てること。スケジュールを具体化したアクションプランも立てること。

【回答】

岡山市では、公共交通を中心としたコンパクトでネットワーク化された都市づくりを進めることとしており、岡山市総合交通計画では、平成30年から令和9年までの10年間を計画期間とし、「バス路線の再編」、「生活交通の導入」などに取り組むこととしております。

こうした取り組みにより、「都心や身近な拠点に公共交通で30分以内に行ける人口」を30万人から36万人に増やすことを目標としており、目標達成に向け、今後も各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、計画期間終了後においても、引き続き、交通不便地区の解消に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

【交通政策課】

②地域公共交通維持のための恒常的な予算を抜本的に増やすこと。バスの市内路線の減便廃止を抑制し維持するための予算を増額すること。

【回答】

岡山市では、高齢者と障害者を対象とした運賃半額割引や生活交通の維持・確保など、公共交通維持のための予算を計上しております。引き続き、市民の暮らしを支える公共交通の確保のため、各種施策に取り組んでまいります。

【交通政策課】

③バス路線再編の協議再開に、市がイニシアチブを発揮すること。

【回答】

バス路線再編後の運行計画など、施策の具体的な内容を位置付けた「利便増進実施計画」を策定すれば、再編によってこれまで複数の市町村にまたがっていた地域間幹線系統が一つの市内で完結する路線になった場合や、地域間幹線系統に接続するバス路線を再編する場合は、運行経費赤字額の一部が国の補助対象となるため、この制度を活用してまいりたいと考えております。

【交通政策課】

④フィーダー交通について、国補助金の有効活用も視野に入れながら、維持・確保の施策を急ぐこと。

【回答】

バス路線再編後の運行計画など、施策の具体的な内容を位置付けた「利便増進実施計画」を策定すれば、再編によってこれまで複数の市町村にまたがっていた地域間幹線系統が一つの市内で完結する路線になった場合や、地域間幹線系統に接続するバス路線を再編する場合は、運行経費赤字額の一部が国の補助対象となるため、この制度を活用してまいりたいと考えております。

【交通政策課】

- ⑤高齢者、障害者、妊婦などの交通弱者に対して、福祉施策と外出促進の両面から、タクシーチケットの配布など交通費への助成を行うこと。

【回答】

岡山市では、生活交通として「デマンド型乗合タクシー」の導入に取り組んでおり、生活交通を持続可能なものとするため、それを利用する地域自らが、そのあり方について主体的に考え、また、地域住民の暮らしを支える生活交通の確保に責任をもって行うことが必要であると考えているため、地元検討組織と市が一緒になって取り組むこととしております。

「デマンド型乗合タクシー」については、タクシーチケットを単純に配布することに比べ、生活交通を持続可能なものとするだけでなく、地域の活性化やコミュニティ維持にもつながる優れた仕組みであると考えております。

【交通政策課】

高齢者に対するタクシーチケットの配布など交通費への助成については、高齢者だからという理由だけで一律に助成することは、他の社会福祉施策との整合性の問題や財源の面から困難と考えています。

【高齢者福祉課】

重度心身障害者の外出を促進するため、一定の要件のもとタクシーを利用する際の料金の一部を助成しています。

【障害福祉課】

- ⑥デマンド型タクシーについて、利用料引き下げと地元負担の完全解消をはかること。高齢者・障害者の半額割引の対象とすること。

【回答】

経費の一部を地元負担で実施している生活交通については、地元負担軽減を図るため、令和3年度から、市が運行経費の80%を上限に負担しており、これによって運賃収入が経費全体の20%以上となれば地元負担はゼロとなります。

生活交通の運賃については、多くの方々に利用していただけるよう、低廉な運賃設定としており、免許返納者や障害者への運賃割引を実施している地区もあります。

【交通政策課】

- ⑦1日2000人以上利用の駅のバリアフリー化を急いで進めること。特に、JR上道駅にエレベーター設置を急ぐこと。

【回答】

令和2年11月には、国土交通省より、バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標が公表され、鉄軌道駅のバリアフリー化の対象について、一日当たり平均乗降客数3,000人以上の駅に加え、重点整備地区における一日当たり平均乗降客数2,000人以上の駅も追加されました。

これを受け、令和4年3月に策定された「岡山市バリアフリー基本計画」において、岡山駅、高島駅、上道駅、法界院駅、庭瀬駅の5駅の周辺エリアを「重点整備地区」とし、今後、駅前広場整備や駅のエレベーター設置などによってバリアフリー化を促進することとしております。 **【交通政策課】**

- (5) 生活道路の補修・改善に力を入れること。歩道の改修・整備や点字ブロックの改修・延伸などとあわせて、バリアフリー化を促進すること。

【回答】

生活道路の補修については、日々のパトロールや通報などを受けて、適宜対応しているところであり、また、整備についても地域の声を聞きながら進めているところです。今後も、引き続き安全安心な道路空間の構築に努めてまいります。

また、歩道の改修・整備などの際には、対応可能なバリアフリー化を進めてまいりたいと考えております。 **【道路港湾管理課、道路計画課】**

- (6) 公道における自転車道の整備を促進すること。河川敷の遊歩道や自転車道については実態を把握し、全ての利用者の安全確保を図るための施策を進めること。

【回答】

歩行者、自転車の安全性や快適性の向上の観点から、自転車は「車両」であるという大原則を踏まえ、国のガイドライン等に基づき、自転車は車道を通行することを基本とした整備形態（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在）で、安全で快適な自転車通行空間を整備します。

なお、整備にあたっては、利用者のニーズや交通量などの道路交通の状況等を勘案し、限られた道路空間を有効に活用した整備形態を検討し、関係機関と連携し、実効性の高い路線について、効果的かつ効率的な整備を進めることとしております。 **【交通政策課】**

(7) 市営住宅について

- ①空き住戸の改修を進め、募集数を大幅に増やすこと。

【回答】

空き住戸の改修については、需要や地域バランスを考慮し、適切な市営住宅の供給にも努めているところです。 **【住宅課】**

- ②全体の管理戸数について、将来の必要数を十分に精査し、これ以上減らさないこと。

【回答】

全体の管理戸数については、将来的な需要の見通しを踏まえた上で、市営住宅の管理戸数の適正化に努めてまいります。 **【住宅課】**

- ③家賃を引き下げること。

【回答】

市営住宅の家賃については、法令等に従って決定することとなっており、引き下げる予定はございません。なお、市営住宅の家賃については、減免制度があり、非課税世帯の方については家賃の5割を減額する制度等があります。 **【住宅課】**

- ④共用階段の手すり設置などバリアフリー化を早急に進めること。

【回答】

共用部における手すり設置等のバリアフリー化については、その必要性や状況に応じて順次対応してまいります。 **【住宅課】**

- ⑤市外現住者も市内移転を希望している場合は、応募可能とすること。

【回答】

市外に居住される方でも、市内に勤務場所があり、市内移転を希望している方については応募可能としております。 **【住宅課】**

⑥火事や措置用の住居に、家具什器をそろえること。提供される物品の一覧を消防団に提供するなど、情報共有と周知をはかること。

【回答】

火災の被災者の一時的な避難場所としてガスコンロ、照明器具等を配備しております。提供する物品については、関係部署に情報提供してまいります。

【福祉援護課】

⑦近年では民間賃貸住宅でもエアコンはあらかじめの設置が一般的となっていることも踏まえ、住宅設備として設置を検討すること。

【回答】

市営住宅のエアコンは、冷蔵庫や照明器具その他の家電製品と同様に入居者が必要に応じて用意すべきものであるため、市が設置する考えはありません。

【住宅課】

⑧大規模災害などの発生時の対応について、入居者や町内会等任せにせず、自主防災組織づくりや避難計画づくりなど、団地ごとに必要な事柄を明確にして、市として取り組むこと。入居者からどう避難すればいいかわからないとの声が上がっている。入居者の避難について仕組みの構築が遅れているとの声がある。

【回答】

市営住宅にお住まいの方を含め、町内会を単位とした自主防災組織の結成促進に取り組んでまいります。また、個別避難計画の作成や避難体制づくりについても、自主防災組織や町内会、民生委員などの協力をいただきながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

【危機管理室】

⑨入居者の年齢バランスを考慮し、多様な層が入居できるようにすること。

【回答】

公営住宅法や市営住宅条例に基づき、住宅に困窮する応募者の実情に留意しながら、適切な運用に努めてまいります。

【住宅課】

⑩共有スペースの管理について、市の責任を果たすこと。

【回答】

公営住宅法や市営住宅条例に基づき、共用スペースの管理について、適切な運営に努めてまいります。

【住宅課】

⑪建て替え後の家賃上昇を抑制すること。

【回答】

建て替え後の家賃については、公営住宅法や市営住宅条例に基づき、適切な設定に努めてまいります。**【住宅課】**

⑫建て替え時の集会所のエアコンや備品について、市で設置すること。

【回答】

他都市における状況等を確認した上で、公平性の観点も踏まえながら整理しているところです。**【住宅課】**

⑬住み替えの条件を緩和すること。

【回答】

住み替えの要件については、公営住宅法や市営住宅条例に基づき、適切な運営に努めてまいります。**【住宅課】**

(8) 芸術創造劇場の大ホール・中ホールを含め、利用料や附属設備使用料について、減免規程によっても今までより負担増なのは間違いない。負担軽減に努めること。特に学生や福祉団体等の利用については、恒久的な料金減免の仕組みを構築すること。

【回答】

市民文化芸術団体の利用が多く見込まれる中劇場については、条例に減免規定を設けています。また、附属設備使用料については、セット料金の導入など、市民が利用しやすい料金となるよう努めております。

【文化振興課】

- (9) 地場企業・事業者支援で波及効果も期待できる住宅リフォーム制度を創設すること。商店のリフォーム助成制度については、商店街振興としてだけでなく、営業継続のための支援という政策の面からも制度を創設すること。

【回答】

既存建築物である商店のリフォーム助成は、個人資産の形成に繋がるため困難と考えております。

なお、個人ではなく商店会が行う空き店舗の出店に必要な店舗改装等については、岡山市商店街支援制度「空き店舗対策事業」の対象としており、商店街の空き店舗増加に歯止めをかけ、集客力の高い店舗を集積し、商店街の魅力向上を図っているところです。 **【産業振興・雇用推進課】**

空き家に関しましては、空き家の適切な管理の促進を目的として、空き家を住宅として活用する場合及び住宅以外で地域活性化に資する目的で活用する場合に、そのリフォーム工事に対して助成を行っております。

また、旧耐震基準の木造住宅に関しましては、耐震化の促進を図るため、耐震改修工事に対して助成を行っております。 **【建築指導課】**

- (10) 斎場については、岡山市民にとって将来必要な炉数の計算を、従来の経過も十分踏まえた上で、再度行うこと。

【回答】

岡山市の斎場整備に係る炉数については、将来の火葬需要や地域慣習等の市民ニーズの観点も踏まえた検討結果であり、再検討を行う考えはありません。 **【生活安全課】**

- (11) 北斎場について、周辺的环境への影響調査を継続するとともに、住民との対話を継続し、丁寧な説明を続けること。

【回答】

工事完了後2年間は「水質・可燃性ガス・排気ガス」を測定する予定としております。

その後の調査については、地域の皆様のご意見をお聞きしながら、必要な調査については定期的に実施していきたいと考えています。 **【生活安全課】**

10 自然・生活環境を守っていくために

- (1) 二酸化炭素実質排出削減の2030年の目標を国並みではなく、より引き上げること。

【回答】

温室効果ガス削減目標については、国の施策との整合、国と市の温室効果ガス排出特性の類似性などを考慮して、岡山市地球温暖化対策実行計画に目標を設定しており、その目標達成の向け引き続き各施策に取り組んでまいります。

【環境保全課】

- (2) 市として、二酸化炭素排出ゼロを実現していくためのロードマップを公表し、早急に具体化すること。

【回答】

ロードマップについては、現在、国の補助を受け、年度内の完成を目指して作成しているところです。

【環境保全課】

- (3) 地球温暖化対策室を格上げすること。全庁的にリーダーシップを取れる体制を構築すること。

【回答】

執行体制の強化と業務の迅速化を図るため、環境保全課内にある地球温暖化対策室を課に格上げすることを検討しております。

【環境保全課】

(4) 市有施設の再生可能エネルギー導入促進について

- ①市有施設の再生可能エネルギー導入の取り組みが非常に弱い現状を直視した上で、取り組みを加速すること。

【回答】

市有施設の使用電力における再生可能エネルギーの導入率は、2021年度末で14.8%となっております。引き続き、再エネ導入率のアップに向け、関係部局へ働きかけてまいります。

【環境保全課】

- ②まず、全部局で、再生可能エネルギーの発電量と、その建物の総使用量を把握すること。市民にも公開すること。

【回答】

市有施設における使用電力量と発電量については施設ごとに把握しております。市民への周知については今後、研究してまいります。

【環境保全課】

- ③すべての市有施設で、自家消費を基本とし、余剰は売電または蓄電する再生可能エネルギーを導入すること。設置できそうなところに設置するという受動的な構えではなく、100%設置をめざすこと。全庁的な指針を示すこと。

【回答】

令和3年7月に、「再エネ100宣言 RE Action」へ参加し、市役所が自ら使用する電力を2050年までに100%再生可能エネルギーに転換していく方針を示しており、その実現に向けて取り組んでまいります。

【環境保全課】

- ④未利用地を太陽光発電等に活用すること。

【回答】

岡山市環境保全行動計画において、太陽光発電設備の積極的な導入を推進するとともに、多様な再生可能エネルギーの導入を検討することとしています。

【環境保全課】

令和4年度中に改訂予定の市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の脱炭素化の推進方針を新たに追加し、脱炭素社会の実現に向けて取り組むこととしています。

【財産活用マネジメント推進課】

⑤蓄電池の設置目標を立てること。

【回答】

再生可能エネルギーの利用にあたり蓄電池は有効なツールの一つと認識しておりますが、設置にあたっては、費用対効果や施設ごとの特性を踏まえた検討が必要と考えております。

【環境保全課】

(5) 市民の再生可能エネルギー導入促進について

①住宅の太陽光発電や各種の機器（自然エネルギー活用や省エネ機器など）の設置数目標や節電目標を抜本的に引き上げること。

【回答】

脱炭素社会の実現については、岡山市地球温暖化対策実行計画に長期目標を設定し、その目標達成のため、行政、市民、事業者が行うべき取組を明確にすることとしておりますので、その周知、啓発に努めてまいります。

【環境保全課】

②導入促進のための補助を充実させること。

【回答】

現在、市民の各種設備の導入に対しては、スマートエネルギー導入促進補助金により支援を行っております。引き続き、市民が利用しやすい制度となるよう検討してまいります。

【環境保全課】

③電気自動車、蓄電池、太陽光発電について、重点的に補助率を拡充すること。

【回答】

補助事業の実施にあたっては、岡山市におけるスマートエネルギー化がより効果的に実現できるよう、国・県等の動向も踏まえ検討してまいります。

【環境保全課】

④市民が地域で取り組めるエネルギー事業など先進事例を研究し、公表すること。

【回答】

脱炭素社会の実現には、市民一人ひとりの取組が重要であると考えており、その先進事例等については、地球温暖化対策ポータルサイト等を活用した情報発信に努めてまいります。

【環境保全課】

- (6) 市内事業所に対し、再生可能エネルギー導入を促進する補助制度を抜本的に拡充すること。利用低迷の状況を分析し、制度の改善を進めること。

【回答】

事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業の実施にあたっては、利用者の要望等をお聞きしながら、皆様により利用いただける制度となるよう検討してまいります。

【環境保全課】

- (7) ソーラーシェアリングについて、営農継続と自然エネルギー拡大の両面から、取り組みが拡大するよう市として独自支援を行うこと。

【回答】

営農型太陽光発電は収入拡大が期待される反面、パネルの遮光による生育不良や農作業のしづらさなどの問題もあるため、導入は農業者の判断によるものと考えております。このため国の補助申請をご希望の方等がおられましたら、中国四国農政局の申請窓口をご案内することとしております。

【農林水産課】

- (8) 有料ごみ袋について、石油由来原料を使わない製品に切り替えること。

【回答】

令和2年度より、再生可能資源トウモロコシ、さとうきび等植物由来のものを原料とするバイオマスプラスチックを10%配合した有料指定ごみ袋を製作・販売しています。令和4年度製作分では、他都市に先駆けて、配合割合を10%から25%に引き上げて発注しています。

【環境事業課】

- (9) 改定ごみ処理基本計画は、設定した目標が不十分なため、焼却ごみは抜本的に減らす立場で見直すこと。

【回答】

令和6年3月からプラスチックごみを新たに資源化物として回収することとしており、さらなる焼却ごみ減量に向けて取り組んでまいります。

【環境事業課】

- (10) 焼却場は、将来的に2カ所体制をめざすこと。焼却ごみを無くしていく目標を持つこと。

【回答】

焼却施設の今後については、ごみ量の将来推計と併せて、次期「岡山市一般廃棄物処理基本計画」の中で検討したいと考えております。

【環境施設課】

- (11) 生ごみは再資源化をめざし焼却しないこと。

- ①事業系生ごみの再資源化について、民間施設の活用を図る観点から、運搬費用の助成などのインセンティブを設けるなどして促進すること。

【回答】

令和4年度は事業系生ごみの再資源化を図るため、教育委員会に協力して学校の給食残渣をメタン発酵によるエネルギー利用の実証実験を行っています。引き続き、事業系食品ロスの減量化・再利用に向けて取り組んでまいります。

【環境事業課】

- ②学校や市場をはじめ市有施設から発生する生ごみは、積極的に再資源化すること。

【回答】

市有施設から発生する生ごみについて、施設管理者の再資源化に向けた取り組みを積極的に支援してまいります。

【環境事業課】

- ③市としても再資源化施設を整備すること。将来的には、岡南焼却場に生ごみ再資源化施設を併設すること。

【回答】

可燃ごみ広域処理施設に再資源化施設を併設することは、現在すでに整備中のため併設することは出来ません。

【環境施設課】

- (12) プラごみを含め、現在の市の資源化率の目標は抜本的に引き上げ、将来的には100%を目指すこと。ごみの分別は、住民説明会を徹底するなど、市民理解を得るようにしながら進めること。リサイクル推進員など町内単位の資源化ゴミ出しが負担にならないよう、補助などを拡充すること。

【回答】

岡山市のごみ排出量は、家庭系ごみ排出量は、平成24年度以降減少傾向にありましたが、近年ほぼ横ばいです。事業系ごみの排出量が平成24年度以降増加し続け、全体のごみ量は増加傾向となっています。令和3年度改定の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、さらなるごみの減量を行うため、プラスチック、生ごみ、紙類の再資源化への注力など具体的な減量施策を盛り込んでいます。

今後も、資源循環型社会の構築に向けて、市民の皆様と一体となって4Rに取り組み、令和7年度にはごみ排出量を平成27年度比で約10%削減したいと考えております。

また、他部局を含めて、市として何ができるのかについて検討してまいります。

【環境事業課】

- (13) 家庭系ごみ収集有料化によるごみ減量は図られていない。自治体本来の業務としてごみ袋を無料に戻すこと。

【回答】

家庭ごみの有料化は、排出量に応じた受益者負担の公平性の確保と経済的インセンティブを活用して、ごみの減量化・資源化を図ることを目的としています。

岡山市の有料指定袋の料金は、多くの議論を踏まえた上で決定しており、ごみの排出抑制効果や他の自治体の価格を参考に、市民にとって過度の負担にならないよう、1リットル1円を基本に設定しています。

令和元年度実施の市民意識調査では、「ごみの減量化とリサイクルの推進」に対する行政施策の「評価点」は、一定の評価（満足度）を得ているものと考えており、引き続き市民の皆様にご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えています。

【環境事業課】

(14) ごみ収集ステーションの設置を促進すること。

①路上に回収場所があるところについては、道路の安全確保や環境美化の観点からもステーションを設けられるよう支援すること。

【回答】

路上や歩道へのごみステーション設置については道路管理部局と協議してまいります。

【環境事業課】

②補助を増額する、市有地を提供するなど、設置しやすくすること。

【回答】

路上のごみステーションを廃止して移転等を検討している町内会等については他部局と連携し積極的に支援してまいります。

【環境事業課】

(15) 粗大ごみは、無料回収日を設けること。

【回答】

本市では、家庭系粗大ごみの排出について、平成13年4月から、負担の公平性と市民サービスの向上と減量化を目的に、有料制戸別収集を開始しました。

有料戸別収集前のステーション収集（無料）の排出量は年間平均約1万トンありましたが、有料化実施後の排出量は約3千5百トン程度で毎年を推移しています。

このことは、有料化による3Rの意識の高まりと、事業系粗大ごみや市外から持ち込まれた粗大ごみが排除されたことが考えられます。

持ち込みによる無料回収や粗大ごみふれあい収集などの市民サービスも実施しており、今後ともご理解とご協力をお願いしたいと思います。

【環境事業課】

(16) ふれあい収集について

①家庭系ごみについて、対象に精神疾患を含めること。

【回答】

対象とする要件については他都市の事例を含め研究してまいります。

【環境事業課】

②粗大ごみについて、引きこもり等障害者手帳の無い場合でも第三者証明などで柔軟に対応すること。

【回答】

対象とする要件の確認方法については、運用面・体制の検討を含め、研究してまいりたいと思います。

【環境事業課】

(17) 事業系ごみについて。

①処理費用は100%事業者負担となるよう手数料を設定すること。

【回答】

事業者責任の原則に基づき、定期的に見直してまいります。

【環境施設課】

②事業者に分別・再資源化を徹底するよう強く指導すること。分別徹底と再資源化促進のために、展開検査を強化すること。

【回答】

今後も分別・再資源化について適正に指導してまいります。また各施設において展開検査を強化してまいります。

【環境事業課】

(18) 産廃について

①産廃行政を、実務的な手続きだけのこととせず、良好な水源の保全、自然環境や住民の生活環境を守る立場にたって進めること。

【回答】

施設設置基準として、施設周辺地域の生活環境の保全への適正な配慮をするとともに（廃棄物処理法第15条の2）、生活環境影響調査を実施することとなっており（同法第15条第3項）、それらを厳正に審査してまいります。

稼働後についても、維持管理基準の遵守状況を確認し、必要に応じて周辺の環境調査を行います。

【産業廃棄物対策課】

②市内にはすでに多数の産廃処分場が立地している。これ以上産廃処分場を増やさないと政策的立場に立つこと。

【回答】

産業廃棄物処理業は許可制であります。業として廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止した上で、必要な施設・能力を有し、かつ、欠格要件に該当しないことなどを厳正に審査し、廃棄物の処理を適正に実施できると認められる者についてのみ許可しております。 **【産業廃棄物対策課】**

③水源保護条例を制定すること。

【回答】

水道局は、「岡山市産業廃棄物処理施設設置等指導要綱」第4条に規定する廃棄物処理施設設置等調整会議にも参加し、事業計画に対する意見及び要望を提出することができるなど、既存の法令等において、水道水源の保護が図られているものと考えています。 **【水道局企画総務課】**

(19) 大規模太陽光について、地域の自然・生活環境の保全や防災の観点から、設置を規制する条例を制定すること。

【回答】

大規模太陽光発電施設については、令和2年4月から一定規模以上の太陽電池発電所が環境影響評価法対象事業に追加されました。法に基づく手続きがなされた場合、市は、環境の保全の見地から適切に意見を述べるよう努めます。

また、防災の観点からは、岡山県の条例において、岡山市域を含めた土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等の土砂災害発生の恐れが特に高い区域への設置が禁止されているので、市独自の条例制定は不要と考えております。 **【環境保全課】**

(20) 海ごみについて

- ①県や関係市町村等と協力して実態把握に努めるとともに、削減の目標と計画を持つこと。

【回答】

令和4年3月に海洋プラスチックごみ対策アクションプランを策定するとともに、岡山連携中枢都市圏の市町とともに瀬戸内の海洋保全の推進に取り組んでまいります。

【環境事業課】

- ②ボランティア団体等への支援を強化すること。

【回答】

市内のボランティア活動を支援するため、市民ボランティアが河川等の清掃で使用するボランティア袋や軍手、火箸の配布を行うとともに、ごみステーションからの運搬や焼却施設での処理を行っていきます。

【環境事業課】

- ③製造者責任、販売者責任の観点で、責任分担するルール作りを進めること。

【回答】

岡山市環境美化条例において美化推進重点区域に容器入りの飲料又は食料を自動販売機により販売する事業者には、販売によって生じた容器がみだりに捨てられないように、回収容器の設置を義務付けされており、適正に回収することになっています。

【環境事業課】

- ④用水路へのネット設置を促進すること。

【回答】

ゴミ・藻等により農業用水路の通水が妨げられることは、農業生産面だけでなく、浸水対策及び環境面からも影響があると考えており、現在、必要な箇所へ除塵機を設置し、ゴミや藻等の除去を行っているところです。

また、農業用排水機場の除塵機へゴミ等を誘導するように、オイルフェンス設置につきまして、地元水利関係者や関係部局などと協議をしながら検討してまいりたいと考えています。

【農村整備課】

- (21) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)にもとづく代替業務はただちに終結すること。

【回答】

今後のし尿収集量の推移を注視し、引き続き業界と協議していきたいと考えております。

【環境事業課】

- (22) 野犬対策について、地域住民の相談に丁寧に対応し、積極的に捕獲すること。餌やりをしている人への啓発や指導をさらに強化すること。

【回答】

本市における野犬の保護、捕獲は、地域の方々など多くの市民の協力が不可欠です。今後も必要な協力をいただけるよう、地道に取り組んでまいります。

【保健管理課】

- (23) 地域猫事業について、毎年継続して取り組めるよう2年の制限を撤廃すること。

【回答】

現行の助成方法を大きく変更する予定はありませんが、引き続き、活動団体の状況を確認しながら必要な支援を検討してまいります。

【保健管理課】

1.1 誰もが大切にされる社会をつくっていくために

(1) 「今後における同和問題解決の基本方針」は速やかに廃止すること。

【回答】

社会状況の変化などにより、依然として差別や偏見が形を変えて残り、解決に至っていないとの認識から、現段階では市として基本方針を廃止するという考えは持っておりません。今後については、状況に応じて慎重に検討していきたいと考えております。

【人権推進課】

(2) DV 被害者支援について

①被害者の自立まで一貫した支援ができるよう人員体制の拡充など支援策を構築すること。

【回答】

配偶者暴力相談支援センターでは、5人の相談員が相談から自立を支援する関係機関へつなぐまで、支援をしています。支援の内容としては、相談者の状況に応じて弁護士や心理カウンセラー等の専門家による特別相談の実施や被害者の一時保護に向けた女性相談所等との連携・調整等です。

人員体制については、少ない人数ではありますが、業務のマニュアル化等工夫しながら、適切に対応しております。

【女性が輝くまちづくり推進課】

②配偶者暴力防止相談支援センターの相談員は、専門職として長期的な視点を持って育成すること。正規化すること。

【回答】

相談員については、開所以来、採用時に専門の資格の所持を求めておりません。現在は、会計年度任用職員という立場ですが、毎年、DVの専門研修や精神科医師のスーパーバイズを受け、専門性の維持向上に努めております。

【女性が輝くまちづくり推進課】

③シェルター運営に関わる民間団体について、質向上を支援すること。

【回答】

DV被害者の支援については、被害者に直接寄り添いながら細やかな支援を行っている民間シェルターへの支援が重要であると考えています。

そのため、令和4年度に、国の交付金を活用して、先進的な取組を行う民間支援団体に対して補助金を交付し、活動の支援を行っています。今後、更なる支援の充実を検討してまいります。

【女性が輝くまちづくり推進課】

(3) 性暴力被害者支援について

①市民病院が主体となって、民間団体とも連携しつつ、ワンストップ相談窓口を設け、24時間対応できるようにすること。

【回答】

犯罪被害者等総合相談窓口、男女共同参画相談支援センター、こども総合相談所など関係機関が連携しながら、性暴力被害者の相談、支援に取り組んでいます。また、都道府県に設置された性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが、被害者に寄り添った支援を行っています。今後も、民間支援団体等とも連携しながら、よりよい相談、支援となるよう努めていきます。

なお、市民病院においては、被害者の方などが来院した場合、動線や相談スペースを確保するなど適切な対応に努めています。

【女性が輝くまちづくり推進課、生活安全課、こども総合相談所、医療政策推進課】

②被害者にアフターピルが提供できる仕組みを構築すること。

【回答】

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや岡山県警では、アフターピルも含め急性期の性犯罪被害者の産婦人科受診に係る費用負担や付き添い等の支援を行っています。今後も民間支援団体等と連携しながら、被害者支援に努めます。 **【生活安全課、女性が輝くまちづくり推進課】**

- ③性暴力被害者の支援団体と連携を強化すること。支援団体が運営継続できるよう資金支援すること。

【回答】

性暴力を含む犯罪被害者の支援団体との関係では、職員研修や啓発イベントを協働で実施したり、支援団体が実施する事業への補助を行っており、引き続き連携した取組を進めてまいります。**【生活安全課】**

- ④被害者救済と性暴力未然防止の観点での刑法再改正を国に働きかけること。

【回答】

刑法の性犯罪規定の改定については、法務省の法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会で現在審議中であり、その動向を注視してまいります。

【女性が輝くまちづくり推進課】

(4) 仁愛館について

- ①自立やその後のフォローを含め一貫して支援できる施設とすること。

【回答】

入所から退所後までの長いスパンの支援体制が必要と考えており、民間のノウハウや柔軟性を活かせる指定管理での運営を検討してまいります。

【こども福祉課】

- ②館長の公募など、運営体制は柔軟に考え、実効性をより高めること。

【回答】

館長の人事については、人事当局と協議の上、適正な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。また、指定管理制度も視野に検討しています。

【こども福祉課】

- ③改修にあたっては、困難女性支援法や性暴力被害者支援法との連携も視野に入れること。

【回答】

改修計画の策定時には、関係機関のヒアリングも実施してまいりました。今後の仁愛館の運営についても、関係機関と協議しながら、検討してまいりたいと考えております。**【こども福祉課】**

- ④入所する母子が社会経験や人間関係の経験を積んでいく観点から、他市事例も参考に、町内会など地域団体や行事等への参加などを通して地域と繋がれるようにすること。

【回答】

入所世帯の地域活動経験の蓄積と安全確保の両面から検討してまいります。

【こども福祉課】

- (5) ユースクリニックを本事業化すること。

【回答】

3丁目ユースクリニックは、10代20代の若年女性をメインターゲットに、身体や性に関する悩みや疑問を医師などの専門家に無料で相談できる場所です。令和4年度からさんかく岡山中で試験的に開設しています。今後、実施状況等を踏まえながら、事業化等の可能性を検討してまいりたいと考えております。

【女性が輝くまちづくり推進課】

- (6) 生理用品を市有施設のトイレにも常設すること。

【回答】

さんかく岡山では、女子トイレ個室に生理用品を備え付け、必要な方に利用いただいております。今後も、トイレに生理用品を常備したいと考えています。なお、他の公共施設については、さんかく岡山での実績等の情報を提供し、生理用品常備のための予算措置の検討をお願いしているところです。

【女性が輝くまちづくり推進課】

- (7) 「女性が輝くまちづくり推進課」は、性の多様性やダイバーシティ推進が言われる中で女性に特化するものではない政策をすすめる観点から、課の名称を変更すること。

【回答】

男女共同参画社会の形成及び女性が輝くまちづくりに取り組んでいるところであり、課の名称変更は考えておりませんが、性別等にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝くまちづくりに一層取り組んでいきます。

【女性が輝くまちづくり推進課】

- (8) パートナーシップ宣誓制度について、同居する子どもなどの権利も擁護するファミリーシップに拡充すること。自治体間連携を強化すること。県内や政令市で同様の制度が広がるよう先行市として働きかけること。

【回答】

ファミリーシップ制度の導入については、当事者のニーズが多く、他自治体でも利用が見込めるものとなるよう、検討を進めてまいります。

また、政令都市間、岡山連携中枢都市圏内における情報共有や連携した取組みにより、制度普及や都市間相互利用の拡大に努めてまいります。

【人権推進課】

- (9) 選択的夫婦別姓制度の導入をめざし、国に働きかけること。

【回答】

選択的夫婦別姓制度については、婚姻制度や家族のあり方等にかかわる重要な問題として様々な考え方や意見があるため、今後の国における議論の行方を注視しています。

【女性が輝くまちづくり推進課】

- (10) 困難女性支援法が2024年に施行されるにあたって、市として基本計画を策定すること。関係団体や専門家も交えて支援内容を構築すること。

【回答】

市の基本計画については、現さんかくプランとの重複の問題があります。また、国の基本方針は現在策定中であるため、国の動向を注視しながら、研究してまいります。

【女性が輝くまちづくり推進課】

1 2 岡山市の行政のあり方について

- (1) 地域の市民サービス拠点のあり方を抜本的に再検討すること。中学校区単位での全世代型・全課題対応型出張所（※）を設置することで、市民サービスを身近で迅速に提供できるようにすると共に、本庁機能の縮減でトータルコストを低減させること。（※高齢者、子育て、障害児・者、まちづくり、防災の機能を備えたもの）

【回答】

効率的、効果的に市民サービスを提供する観点から、中学校区単位での全世代型・全課題対応型出張所の設置は困難と考えております。

【区政推進課】

(2) 職員体制について

- ①職員は正規を基本とすること。職員体制は激甚災害や感染症の蔓延に備えたものにする。

【回答】

職員体制につきましては、担当部局と協議しながら、多様な雇用形態の活用を図りつつ、業務量に応じた人員配置に努めてまいります。 【人事課】

- ②特に以下の職種については、速やかに必要数をすべて正規化すること。

- a) 公民館職員
- b) 保育士
- c) 図書館司書
- d) 栄養職員
- e) 保健師

【回答】

現在、会計年度任用職員の職で、来年度も設定すべき職については、同様に会計年度任用職員として任用することとしております。 【人事課】

- ③「官製ワーキングプア」を生んでいる現状を直視し、非正規職員の処遇を直ちに抜本改善すること。

【回答】

非正規職員の処遇につきましては、国等の動向を注視しながら、引き続き適正な水準となるよう努めてまいります。 【給与課】

- ④不払い残業・持ち帰り残業とならないよう、残業手当を支給すること。特に短時間勤務の非正規職員について、適切に支給するとともに、支給されるようになったことと申請方法についての周知を十分行うこと。必要な予算を確保すること。

【回答】

時間外勤務手当について、引き続き適切に支給してまいります。また、非正規職員の時間外勤務手当の考え方について、引き続き周知に努めてまいります。

【給与課】

(3) 平和の課題に対する市の取り組みについて

- ①平和の課題の重要性からも、福祉援護課の本来的業務の性質からの乖離を考慮しても、平和を専管する部署を独立して設けること。

【回答】

本市では、戦没者遺族の援護等、福祉の視点から福祉援護課が戦没者追悼式、岡山空襲展示室を所管しております。

【福祉援護課】

組織の設置や改廃の検討に当たっては、「簡素で効率的・効果的な組織」を基本的な考え方に据えて、必要に応じ関係部署と協議しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

【人事課】

- ②空襲展示室は、内容や利活用策を抜本的に充実させること。

- a) 市民を含めた運営委員会を設置すること。

【回答】

関係団体との意見交換や来場者アンケートなどを実施し、運営の参考にしてまいります。

【福祉援護課】

- b) 他市事例を参考に、スペースを大幅拡張するよう施設のあり方を見直すこと。

【回答】

展示スペースの拡大は困難であり、限られたスペースの中ではありますが、今後も展示内容などを工夫しながら計画的な運用に努めてまいります。

【福祉援護課】

③市内の戦争・戦災遺跡についてマップを作成し、学校や市民に配布すること。

【回答】

戦災マップにつきましては、空襲展示室に設置しております。また、市ホームページにも掲載しております。 **【福祉援護課】**

(4) 事業者指導課の体制の抜本拡充と監査機能の強化について

①事業者指導課の体制は、対象事業所の増加に応じた人員体制にすること。

【回答】

対象事業所数も年々増加しているところですが、人員体制の強化については、引き続き関係部署と協議していきたいと考えています。 **【事業者指導課】**

組織の設置や改廃、人員体制につきましては、担当部局と協議し、業務や職場の状況を勘案しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

【人事課】

②児童・高齢・障害の分野ごとの部署分離を検討すること。

【回答】

課内で分野ごとの専門部署化を構築しているところです。 **【事業者指導課】**

組織の設置や改廃、人員体制につきましては、担当部局と協議し、業務や職場の状況を勘案しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

【人事課】

③毎年監査に行く、監査の間隔を短縮する、抜き打ちの実地監査をするなど、監査を強化すること。

【回答】

毎年多くの新規事業所が開設されるため、新規事業所等から優先的に実地指導を実施しているところです。引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大にも配慮し、効率化を図り実地指導を実施したいと考えています。

【事業者指導課】

(5) 上下水道について

①水道事業は、将来にわたって民営化しないこと。

【回答】

市町村経営の原則のもと、当面公営企業としての現行体制を継続していきます。
【水道局企画総務課】

②広域水道企業団の事業について

a) 2期工事を中止するよう求めること。

【回答】

2期工事については、企業団及び構成団体が十分協議し、計画的かつ効率的に行うべきものと考えています。
【水道局配水課】

b) 契約水量（基本水量、責任水量）の見直しを求めること。

【回答】

契約水量（基本水量、責任水量）については、企業団及び構成団体が十分協議し判断していくべきものと考えています。
【水道局配水課】

③下水道事業は、企業会計を熟知した職員の育成につとめること。

【回答】

引き続き、本局人材育成プランに基づき、職員の育成に努めてまいります。
【下水道経営企画課】

④下水道の敷設の計画は、コンパクトシティの観点から、現計画以降は拡大しないようにすること。対応は合併浄化槽とし、補助の拡充をはかること。

【回答】

現在、汚水処理の未普及人口を早期に解消するため、平成27年度策定のアクションプランに基づき、合併処理浄化槽との適切な役割分担のもと、10年間での重点的な整備を推進しています。
【下水道河川計画課】

(6) 投票率向上に関して

①選挙公報の全戸配布を今後も堅持すること。必要な予算を確保すること。

【回答】

昨年7月の参院選では全戸配布に復帰できたところであり、まずは直近の4月9日執行統一地方選に向けて全戸配布を維持し、また、その後も公職選挙において全戸配布が叶うよう、契約方法に工夫を凝らすなど関係事務を進めている状況です。 **【選挙管理委員会事務局】**

②当日の投票場所について、少なくとも区役所では区内の全有権者が投票できるようにすることや、当日や期日前の投票場所を大型商業施設や大学等に設置するなど、投票しやすい環境整備につとめること。

【回答】

当日投票所においては、期日前投票所とは異なりネットワークパソコンにより二重投票のチェックをしながら投票事務を遂行するわけではございませんので、紙の選挙人名簿で有権者確認をしている134か所の当日投票所に加え、区役所に別途当日投票所を設置することはできません。ただ、期日前投票所については、平成31年からイオンモール岡山に設け、市内の全有権者が投票できる環境を構築しており、引き続きイオンモール岡山に期日前投票所を設置してまいりたいと考えています。 **【選挙管理委員会事務局】**

(7) 自衛隊に市民の個人情報を提供しないこと。少なくとも、希望した人だけの分を提供するようにすること。

【回答】

自衛隊募集事務は、法定受託事務として行っており、岡山市個人情報保護条例上の規定もあることから、提供することは問題ないと考えております。

ただし、提供する情報は、募集業務に必要な「氏名」と「住所」のみとし、情報提供を希望しない方は、事前に除外申請を行っていただくことにより、提供する情報から除外しています。 **【区政推進課】**

(8) 中央公民館廃止後の公民館振興室について、検証すること。

【回答】

公民館振興室は、岡山市立公民館基本方針に基づき、引き続き適切に公民館の事業を進めてまいります。 **【生涯学習課】**

(9) 市立図書館は、将来にわたって民営化しないこと。

【回答】

本市においては、図書を搬送する連絡便業務や移動図書館車の運転業務への民間委託、中央図書館の施設管理への指定管理導入など運営面で工夫しておりますが、当面、司書業務への民間委託や指定管理者制度の導入は、考えておりません。

【中央図書館】